

富山県廃棄物処理計画

(とやま廃棄物プラン)

(改定案)

～社会の変化を乗り越えた新しい循環型社会を目指して～

令和〇年〇月

富山県環境審議会廃棄物専門部会

目次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象とする廃棄物	3

第2章 廃棄物の現状

第1節 本県の地域特性	4
第2節 廃棄物の現状	5
1 廃棄物の排出及び処理の状況	5
2 廃棄物処理施設の状況	18
3 廃棄物の不適正処理の状況	22
第3節 これまでの取組みの評価	24
1 第4期計画における減量化などの目標設定	24
2 第4期計画期間の主な取組み	24
3 一般廃棄物の目標達成状況	26
4 産業廃棄物の目標達成状況	26

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

第1節 廃棄物における最近の課題	27
1 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行	27
2 災害廃棄物への対応	27
第2節 廃棄物の排出抑制・再使用に関する課題	28
1 一般廃棄物の課題	28
2 産業廃棄物の課題	28
第3節 廃棄物の再生利用に関する課題	28
1 一般廃棄物の課題	28
2 産業廃棄物の課題	28
第4節 廃棄物の適正処理に関する課題	29
1 一般廃棄物の課題	29
2 産業廃棄物の課題	29
3 不適正処理の未然防止	29
第5節 廃棄物処理業におけるデジタル技術の活用、支える人材の確保・育成	30

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

<u>第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿</u>	31
1 富山県の目指すべき姿	31
2 施策の基本的方向性	31
<u>第2節 計画の目標</u>	32
1 一般廃棄物の目標	33
2 産業廃棄物の目標	34

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

<u>第1節 循環経済への移行による持続可能な社会づくり</u>	35
1 環境配慮設計の推進による天然資源の使用削減	35
2 循環資源の徹底的な有効利用	35
3 動静脈連携に基づく地域資源循環の推進	36
<u>第2節 廃棄物の3Rの推進</u>	37
1 徹底的な廃棄物の排出抑制、再使用	37
2 多角的なアプローチによる再生利用の推進	38
3 廃棄物の3Rの推進に向けた普及啓発等	39
4 各種リサイクル法の推進	39
<u>第3節 廃棄物の適正な処理体制の確保</u>	40
1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進	40
2 不適正処理防止対策の推進	41
3 災害廃棄物対策の推進	42
<u>第4節 循環型社会を担う人材の確保・育成</u>	42
1 持続可能な廃棄物処理体制の整備	42
2 次世代環境産業の創出と人材の確保・育成	43
推進施策の体系	44

第6章 各主体の役割

1 県民の役割	47
2 事業者の役割	47
3 民間団体などの役割	48
4 行政の役割	48

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備	49
2 計画の進行管理	49

用語解説	51
------	----

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しく「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林、「名水百選」「平成の名水百選」に全国最多の8か所が選定されている清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題から、自然の改変、大気・水・土壤の汚染などの身近な問題、さらには廃棄物などによる環境負荷の増大に至るまで、私たちは様々な環境問題に直面しています。

特に廃棄物については、資源制約が顕在化しつつある現在、資源の消費を可能な限り抑制していくため、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクル、適正な処理の確保などを進め、「循環型社会¹」を形成していくことが急務となっています。

こうしたなか、本県では、循環型社会の実現に向け、廃棄物の排出抑制、循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいいます。）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富山県廃棄物処理計画」（とやま廃棄物プラン）を策定、24年3月、28年9月、令和3年3月にはこれを改定し（3年3月改定の現行計画を以下「第4期計画」といいます。）、各種施策に積極的に取り組んできました。

この結果、県民1人当たりのごみの排出量や産業廃棄物の排出量が減少し、産業廃棄物の循環利用率が向上するなど、一定の効果が見られたところです。

一方で、第4期計画の目標の達成状況としては、一般廃棄物の循環利用率が伸び悩んでいることや、産業廃棄物の最終処分量の削減が進んでいないことなどの課題が残されています。

また、国において第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されたほか、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」といいます。）や「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」といいます。）が施行され、今後、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」といいます。）の改正法が施行予定となるなど、更なる資源循環の推進が求められています。さらに、令和6年の能登半島地震を踏まえ、災害廃棄物²対策の見直しを図る必要があります。このように、廃棄物を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、災害廃棄物などの課題にも対応するため、「第5期富山県廃棄物処理計画」（以下「第5期計画」といいます。）を策定し、これらの歩みを止めることなく、今後とも県民、事業者、行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めてまいります。

※ 右上に番号の付いた用語は、巻末の「用語解説」に説明を記載しています。

2 計画の位置付け

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律³」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針⁴に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定します。

また、この計画は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）や各種リサイクル関係法令の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、「富山県総合計画-幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～を目指して」（令和7年12月策定）の政策の柱である「新しい社会経済システムの構築」を環境面から実現するための部門別計画の一つであるとともに、「富山県環境基本条例」（平成7年条例第46号）に基づく「富山県環境基本計画」（平成10年3月策定、令和4年3月改定）の個別計画の一つとして位置付けます。

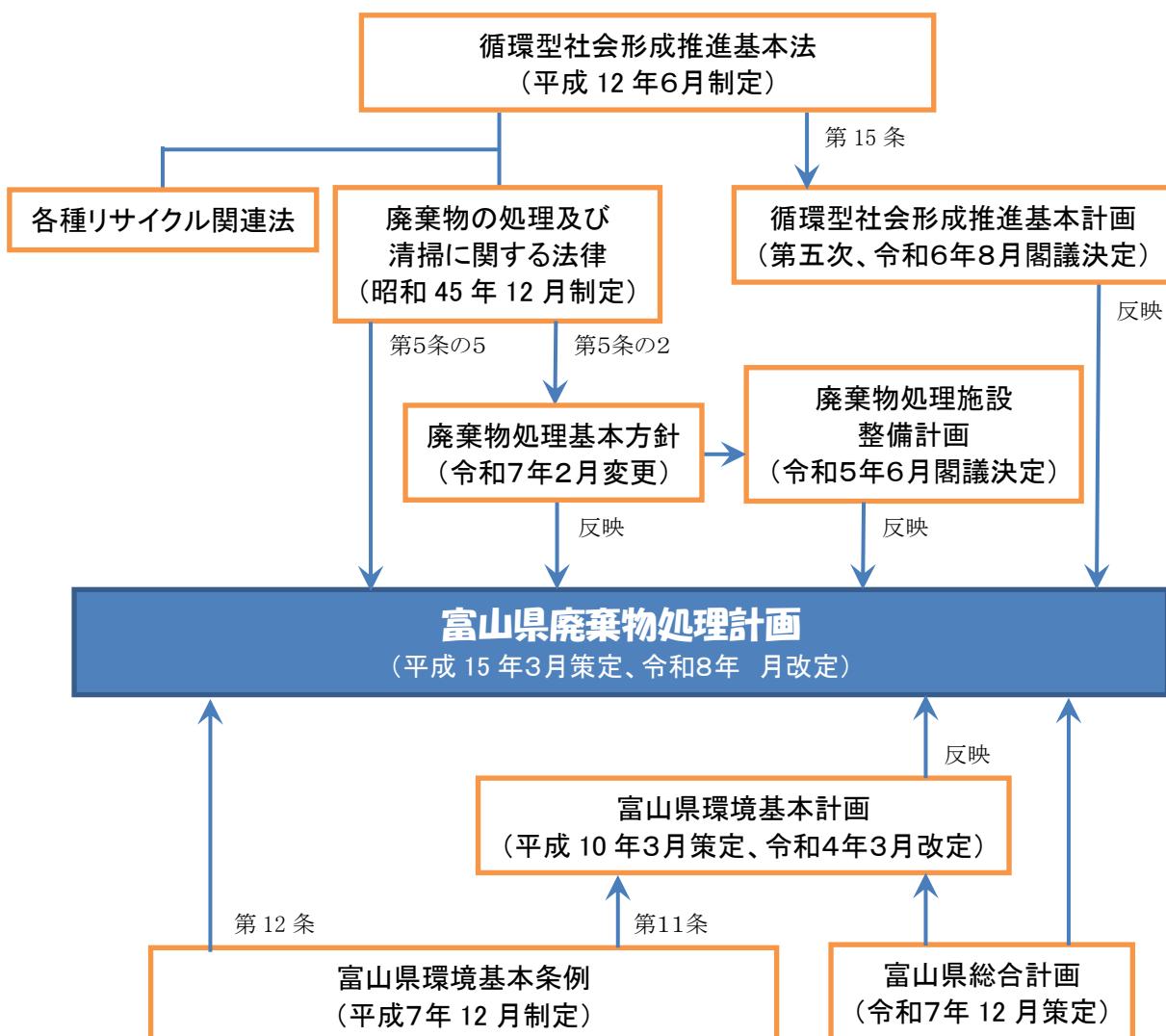


図1 富山県廃棄物処理計画の位置付け

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から12年度までの概ね5年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などのほか、廃棄物の排出状況に大きな変化があった場合等には、計画期間内にあっても、適宜、必要な見直しを行うこととします。

4 計画の対象とする廃棄物

この計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法で定める一般廃棄物であるごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの生活系ごみ及び事業系ごみ、災害廃棄物）及び産業廃棄物とします。

なお、生活排水については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、「富山県全県域下水道ビジョン2018」（平成30年9月策定）や市町村（以下、特に記載のない限り「一部事務組合」を含みます。）の生活排水処理基本計画により、適正な処理を推進することとします。

第2章 廃棄物の現状

第1節 本県の地域特性

本県の人口構造は、人口減少が進行しており、総人口は、平成10年1月の112万7千人から減少に転じ、令和7年10月現在で98万6千人となっています。年齢別構成比は、15歳未満の年少人口構成比が10年の14.4%から7年は10.5%に、15歳から64歳の生産年齢人口構成比が10年の65.8%から7年は55.9%に減少する一方、65歳以上の老人人口構成比が10年の19.7%から7年の33.6%に増加し、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

本県の世帯数は、10年の35万1千世帯から7年10月現在では41万5千世帯へと増加しており、夫婦のいる世帯のうち夫婦ともに就業している共働き世帯の割合は2年の国勢調査時点での56.5%と全国4位（全国平均47.1%）の高い割合となっています。

本県の産業は、豊富で低廉な電力供給の下に、化学、電炉、機械、紡績など大手企業の立地が進み、また、家庭配置薬業（越中壳薬）をルーツとする医薬品製造業が容器、包装、機械、印刷等の関連産業の発展を促し、高岡銅器の高度な鋳造技術や金型技術を基礎に、一般機械、金属製品、非鉄金属、プラスチック等の産業が発展するなど、高い技術を誇る裾野の広い産業集積を形成しています。さらに、近年では、先端技術産業や情報産業など新たな産業の集積が進むとともに、バイオテクノロジーや深層水等の地域の産業資源を有効に活用した産業への取組みも積極的に展開されています。

このため、本県の産業構造は、第2次産業の割合が高く（産業別総生産構成比（4年度）：富山県37.4%、全国25.6%）、アルミなどの金属製品、医薬品などの化学、電子部品・デバイス、機械工業を中心に、日本海側屈指の工業集積（人口1人当たりの製造品出荷額等（4年）：富山県406万円、全国290万円）を形成しているほか、こうした状況を背景に、全国有数の廃棄物処理業者等が成長してきています。

また、本県の交通網は、市町村間を連絡する幹線道路などの整備が着実に進められており、県の中心部から各県境まで、概ね1時間以内で到達できる「コンパクトな県」となっています。

一方で、北陸新幹線や東海北陸自動車道など交通網の整備や訪日外国人観光客の増加によって、近隣地域のみならず全国、世界との人や物の往来がますます活発になると考えられます。

さらには、コロナ禍を経て、リモートワークや食事のテイクアウト・デリバリーが普及するなど、働き方や生活様式に変化がみられています。

このような地域特性やライフスタイルの変化は、廃棄物の排出量や取扱量などの今後の動向に少なからず影響を及ぼすと考えられます。

第2節 廃棄物の現状

1 廃棄物の排出及び処理の状況

(1) 一般廃棄物の状況

ア 排出の状況

ごみの排出状況については、図2-1のとおり、令和5年度の総排出量が388千tであり、その推移をみると、24年度から減少傾向にあります。また、排出形態別の割合については、変動はあるものの、概ね生活系が約6割、事業系が約3割で推移しており、5年度は、生活系ごみの排出量が238千t、事業系ごみが131千t、民間事業者回収量19千tとなっています。なお、近年の生活系及び事業系ごみの種類別排出量の推移は、図2-2、3のとおりです。

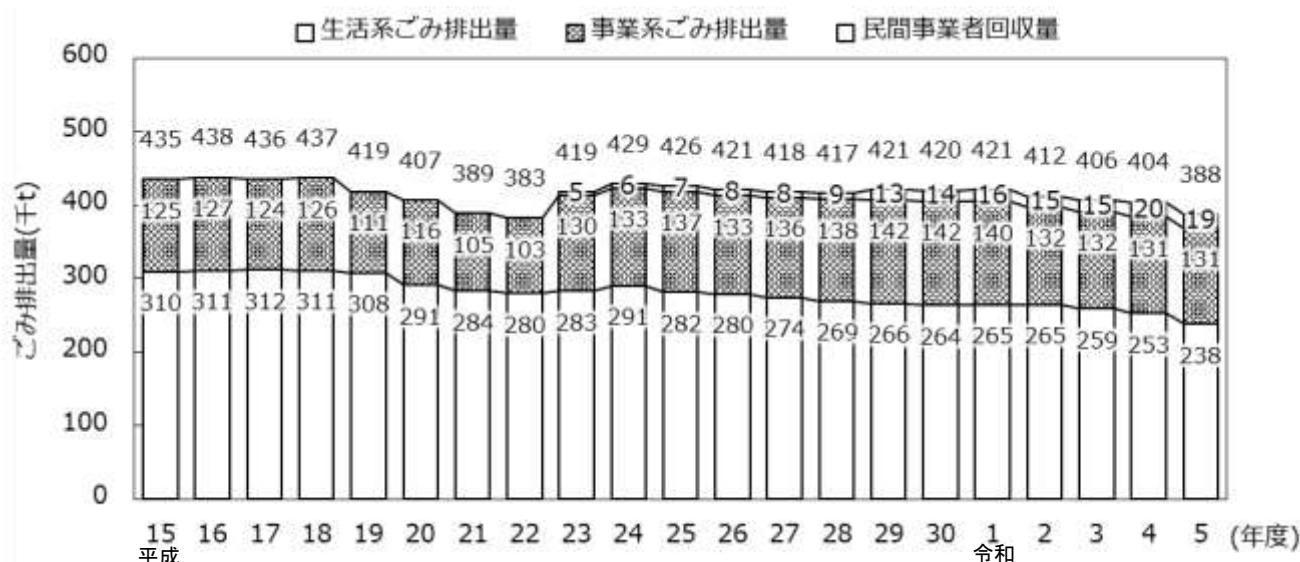


図2-1 ごみ総排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。また、23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

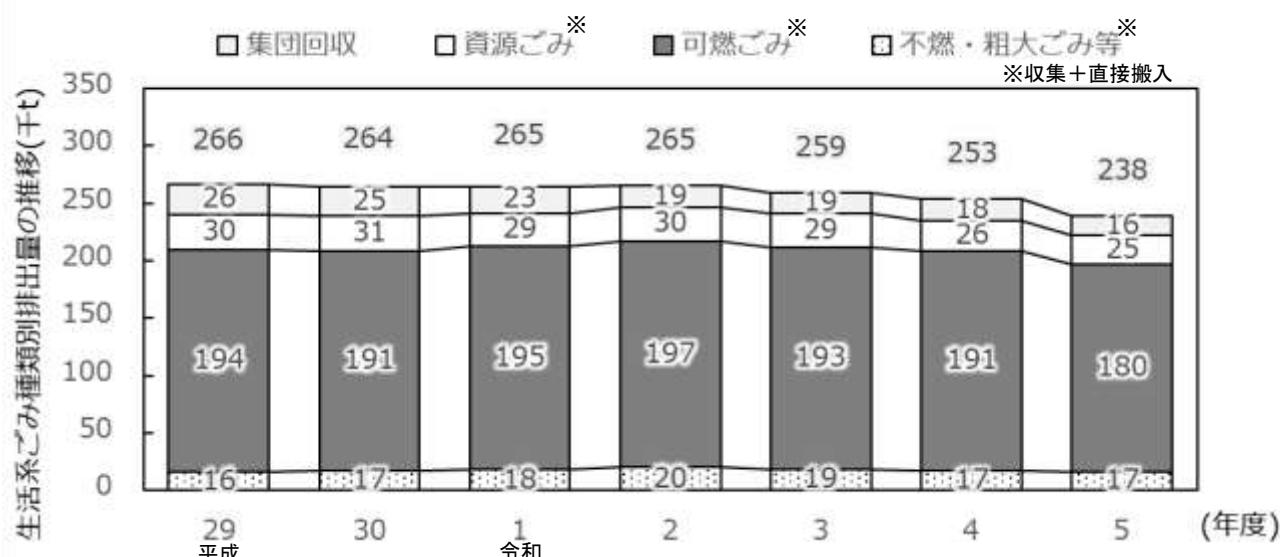


図2-2 生活系のごみ種類別排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。「集団回収」は市町村登録された住民団体によって回収された資源ごみです。また、「資源ごみ」は市町村が収集及び排出者が直接搬入したものの合計です。

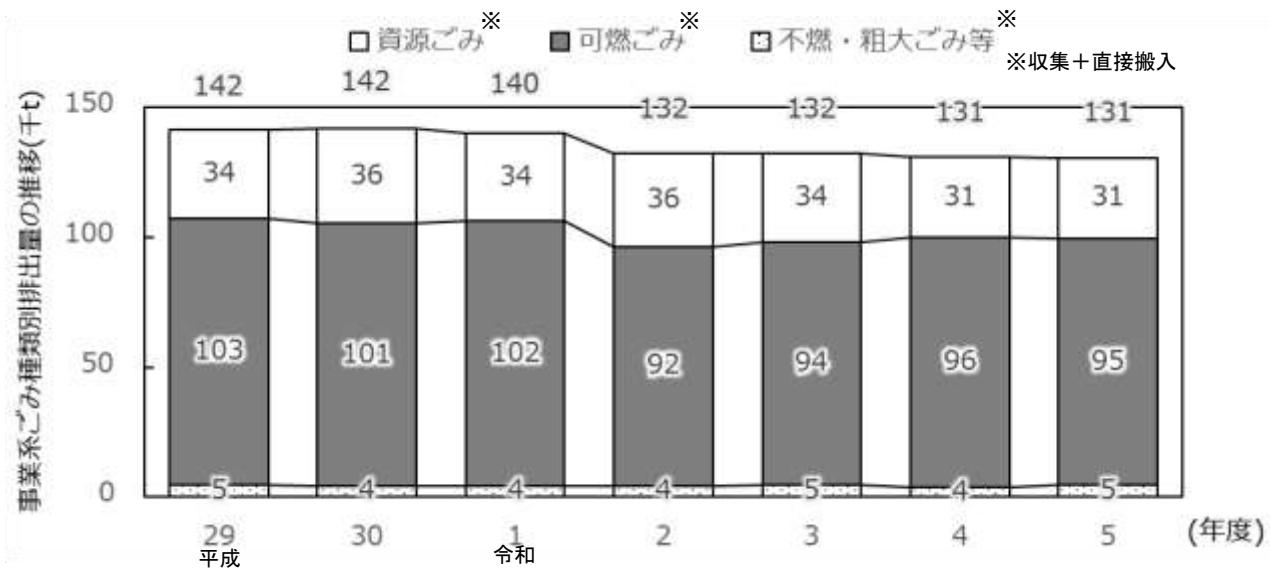


図 2-3 事業系のごみ種類別排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。資源ごみ量は収集又はごみ処理施設に直接搬入された資源ごみの合計です。

1人1日当たりのごみ排出量については、図2-4のとおり、近年減少傾向にあるものの、5年度では富山県1,040g、全国851gであり、全国平均を上回っています。

全国平均を上回っている主な要因としては、23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、県等において一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えていることが挙げられます。また、県民1人当たりの資源ごみの集団回収量が全国的に見て多いことも要因の一つとなっています。

なお、再資源化したもの�除くと富山県794g、全国720gとなっており、全国平均と同程度となっています。



図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

イ 処理の状況

5年度におけるごみ処理の状況については、図2-5のとおり、再生利用されたもの（総資源化量）が98千t（ごみ処理量※と集団回収量及び民間事業者回収量の合計388千tの25.3%）、最終処分されたものが35千t（同9.8%）でした。

循環利用率※※については、図2-6のとおり、横ばいで推移しており、5年度は全国平均19.5%を上回る25.3%となっています。

また、最終処分量については、図2-7のとおり、近年は概ね横ばいで推移しています。

なお、1人1日当たりの最終処分量については、図2-8のとおり、概ね全国平均と同程度で推移していましたが、28年度から全国平均を上回っています。

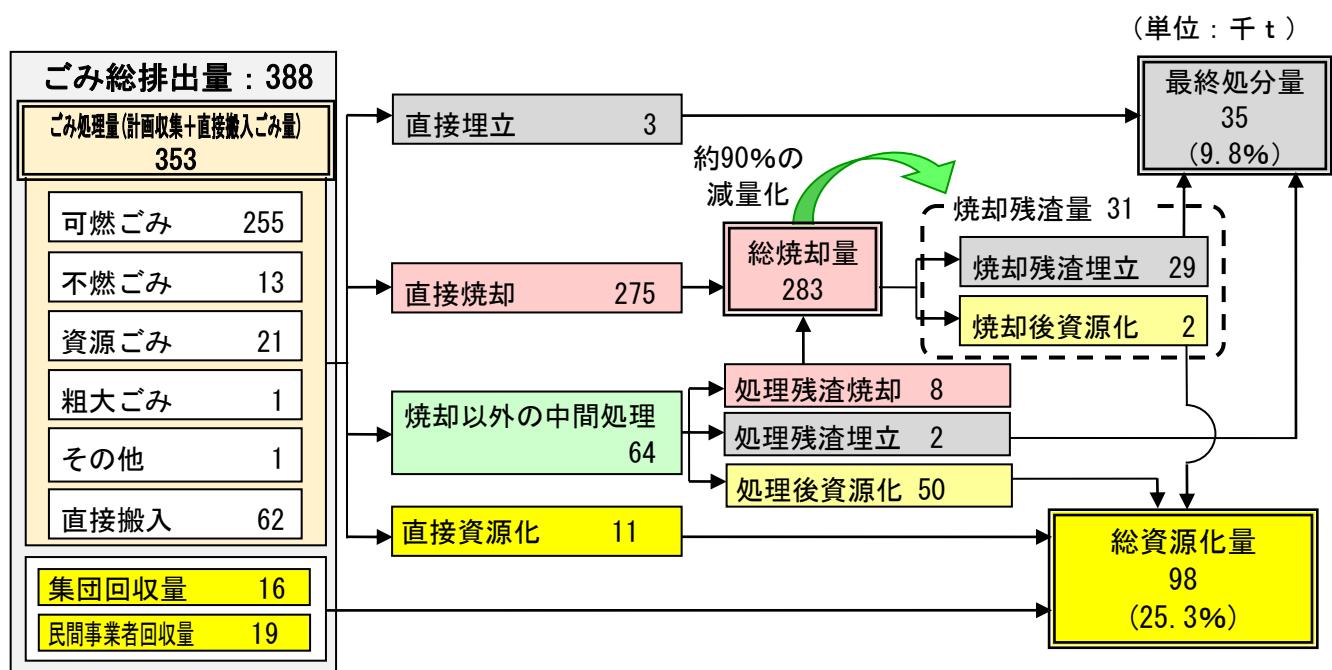


図2-5 ごみ処理状況（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

※ 直接埋立量、直接焼却量、焼却以外の中間処理量及び直接資源化量の合計値。5年度は353千tであった。

※※ 一般廃棄物の「循環利用率」は、従来の「再生利用率」の数値と同じです。

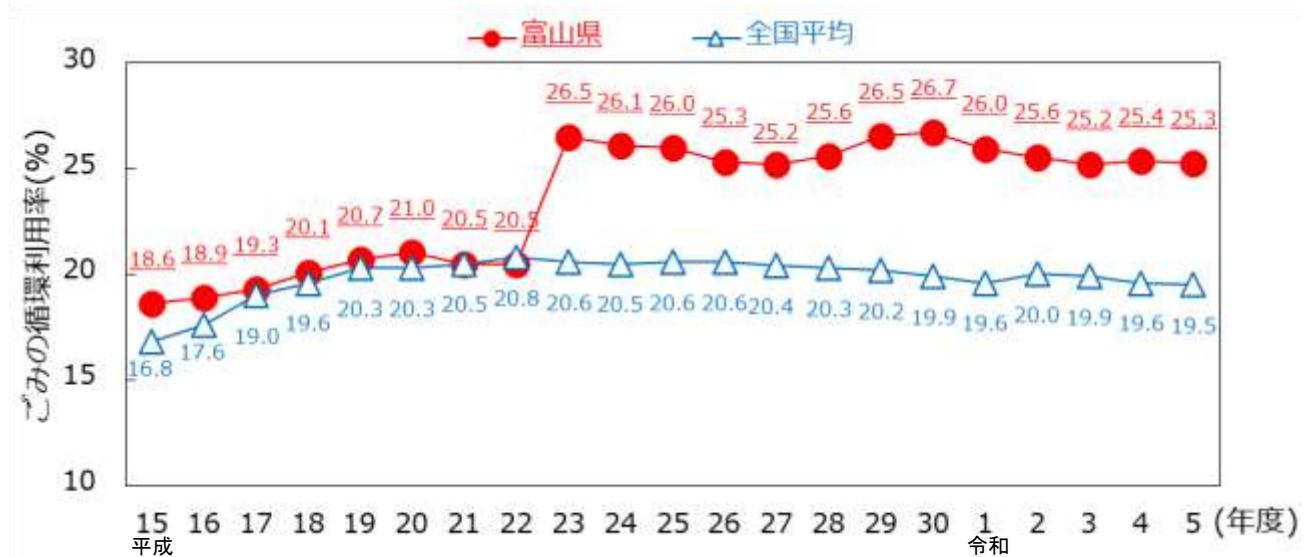


图 2-6 ごみの循環利用率の推移

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

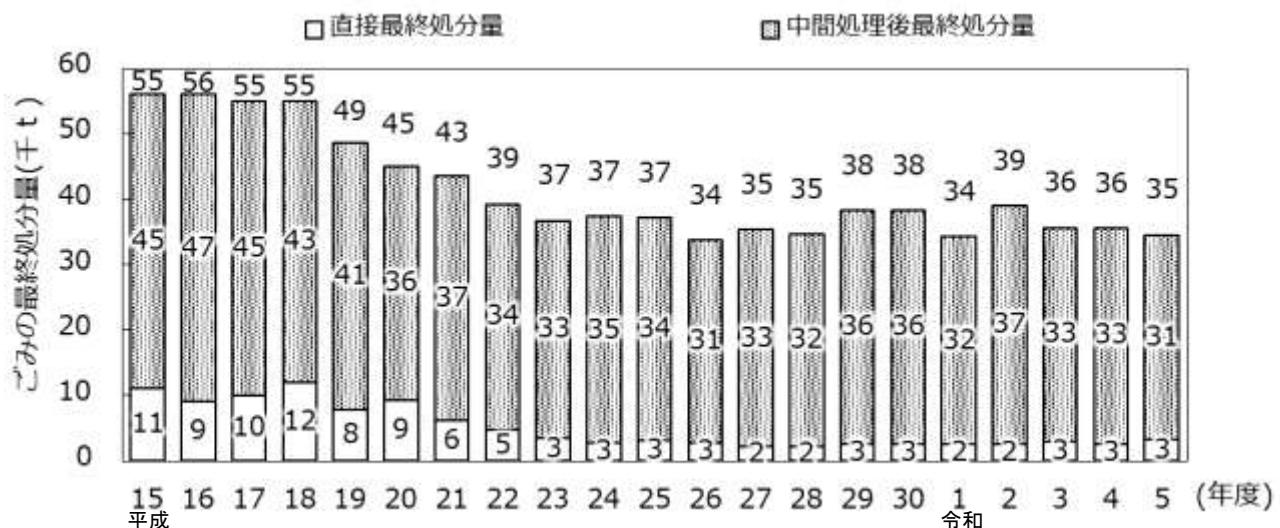


图 2-7 ごみの最終処分量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。



図2-8 1人1日当たりのごみの最終処分量の推移

ウ 処理に係る経費

富山県における年間1人当たりのごみ処理に要する経費（処理施設の建設・改良に要する経費を除きます。）については、図2-9のとおり、増加傾向にあるものの、全国平均を下回っています。

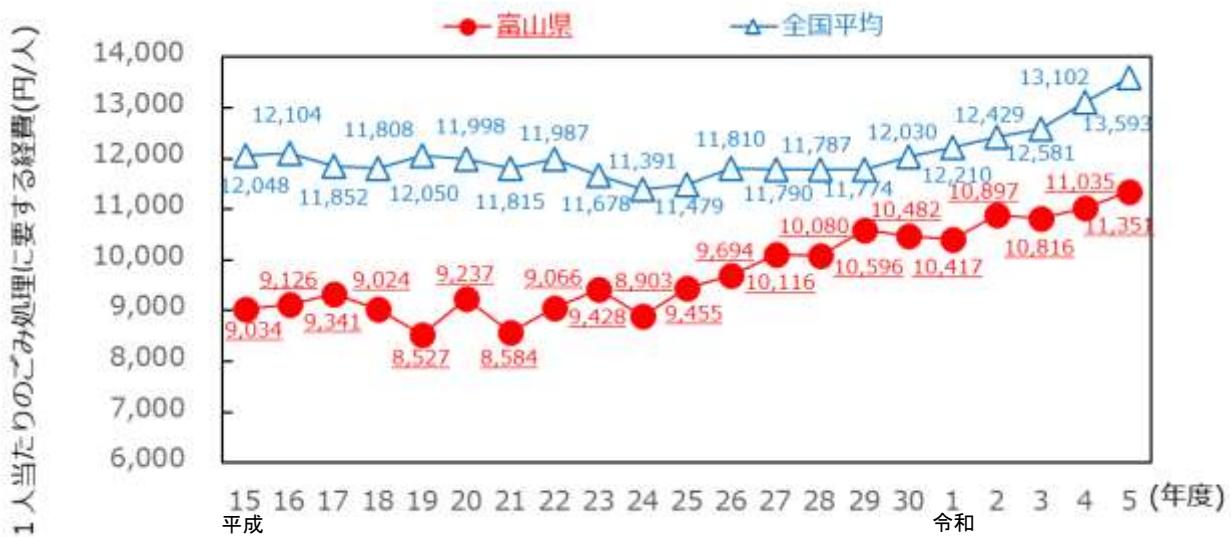


図2-9 1人当たりのごみ処理に要する経費の推移

(2) 産業廃棄物の状況

ア 排出の状況

(7) 排出量の概要

産業廃棄物の排出量は、図2-10のとおり令和5年度は4,157千tであり、その推移については、長期的に減少傾向にあるものの、近年は下げ止まっています。

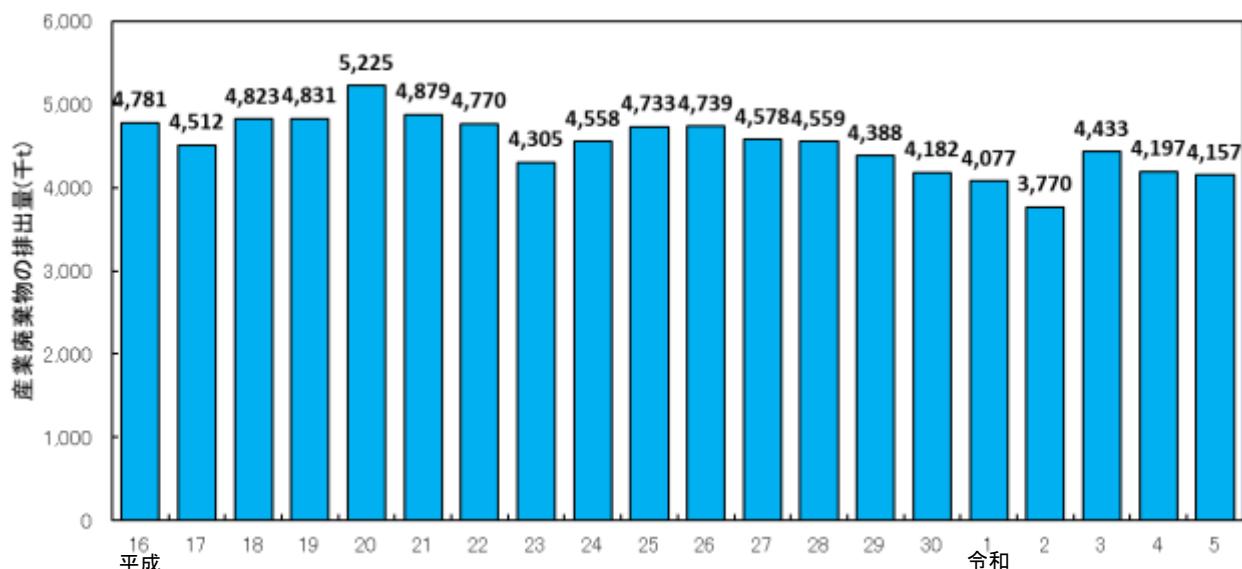


図2-10 産業廃棄物の排出量の推移

(1) 種類別排出量

5年度における産業廃棄物の種類別の排出量については、図2-11のとおり、汚泥が2,372千tで最も多く、全体の57.1%を占めています。次いで、がれき類が845千t(20.3%)、動物のふん尿が147千t(3.5%)の順となっており、この3種類で排出量全体の80.9%を占めています。

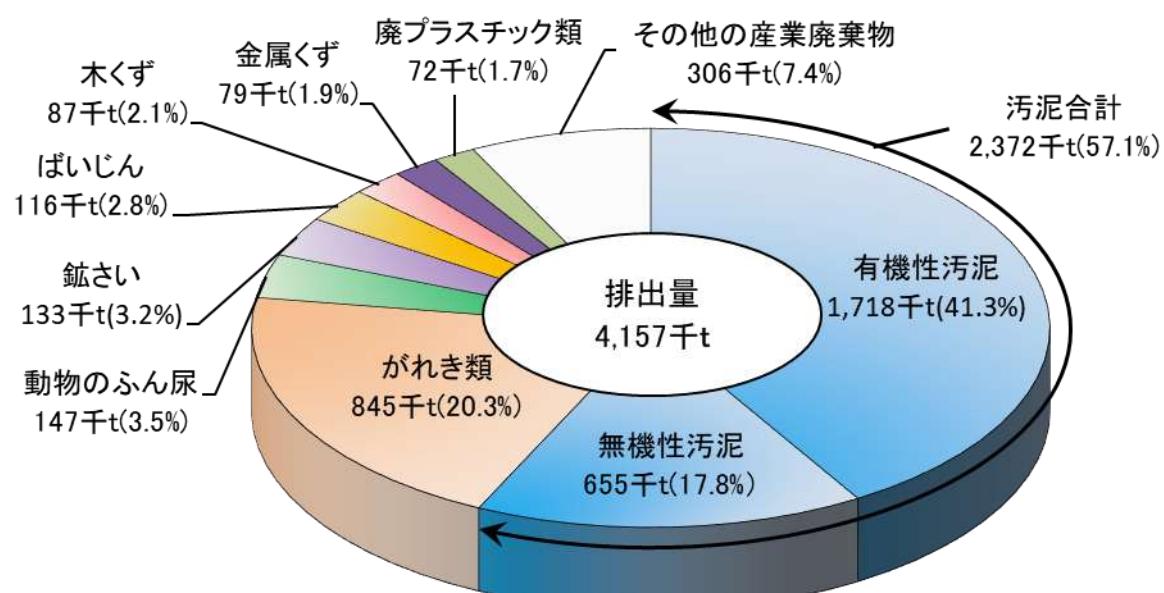


図2-11 産業廃棄物の種類別排出量(5年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(イ) 業種別排出量

5年度における業種別の排出量については、図2-12のとおり、製造業が1,784千tで最も多く、全体の42.9%を占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が1,210千t(29.1%)、建設業が899千t(21.6%)の順となっており、この3業種で排出量全体の93.6%を占めています。

また、製造業の内訳をみると、最も多いパルプ・紙・紙加工品製造業が889千t(21.4%)と全業種の中でも最も多く、次いで鉄鋼業が150千t(3.6%)、化学工業が135千t(3.3%)となっています。

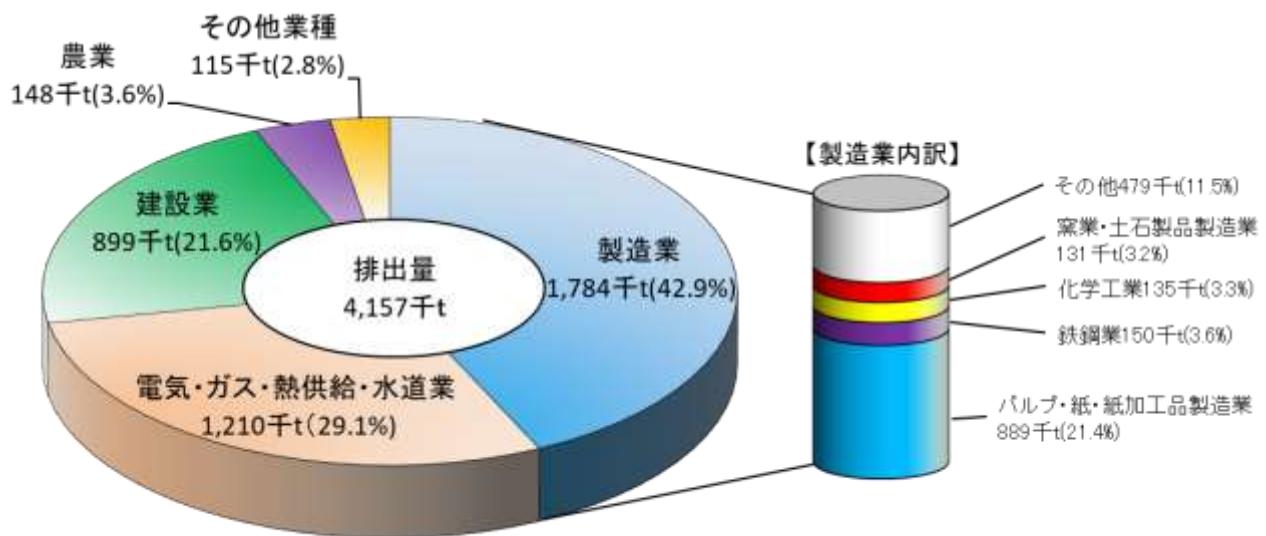


図2-12 産業廃棄物の業種別排出量（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(ロ) 地域別排出量

5年度における地域別の排出量については、図2-13のとおり、高岡・射水地域が2,227千tで最も多く、全体の53.3%を占めています。次いで、富山地域が1,379千t(33.0%)であり、製造業が集積している両地域で県全体の86.7%を占めています。

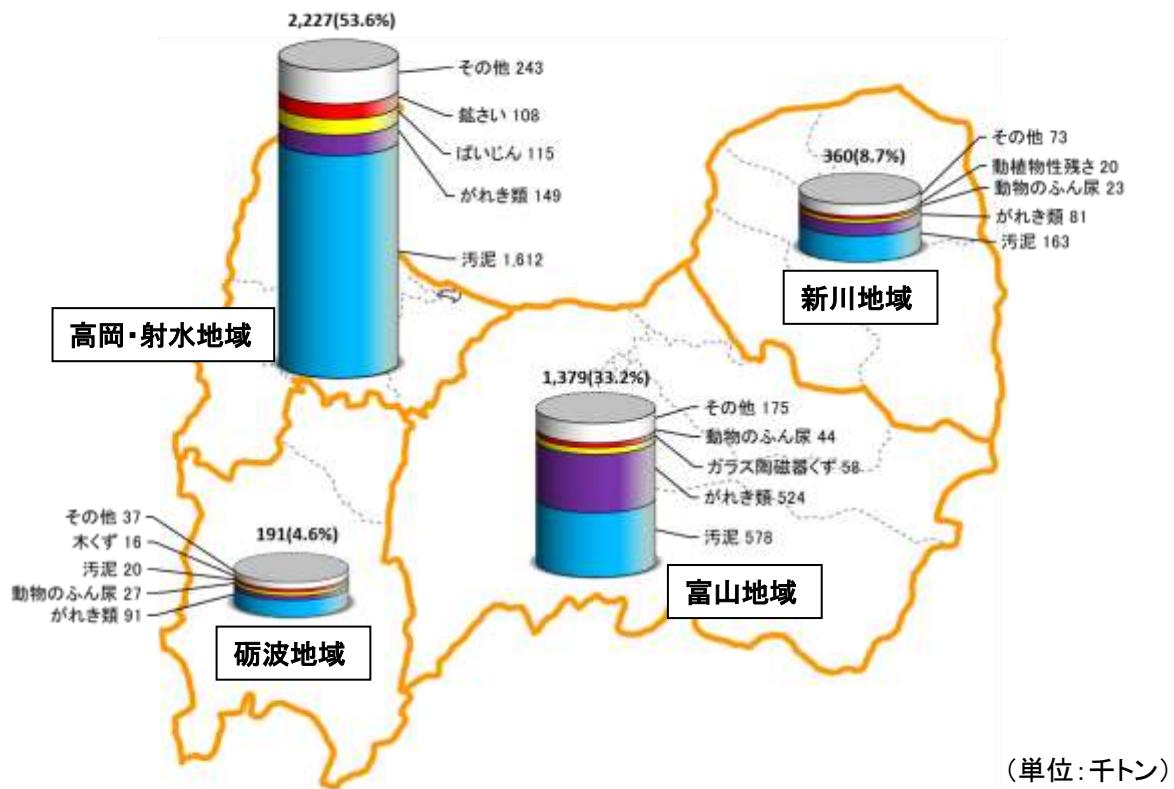


図2-13 産業廃棄物の地域別排出量（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(オ) 特別管理産業廃棄物⁵の状況

5年度における特別管理産業廃棄物の排出量については、図2-14のとおり、69千tであり、産業廃棄物排出量全体の1.7%でした。また、特別管理産業廃棄物を種類別にみると、引火性廃油が32千t(46.0%)と最も多く、次いで、腐食性廃酸が16千t(22.6%)、特定有害産業廃棄物が14千t(20.6%)の順となっています。

なお、業種別では、製造業が65千t(93.3%)とほとんどを占めています。

また、6年度における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)に基づくP C B廃棄物などの保管・使用状況等の届出状況については、表2-1のとおりです。保管中のP C B廃棄物としては、変圧器(トランス)が426台、コンデンサーが435台など、使用中のP C B製品としては、変圧器(トランス)が481台、コンデンサーが72台などとなっています。

高濃度P C B廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(J E S C O)北海道P C B事業所で処理されてきましたが、事業終了準備期間(8年3月31日まで)での処理事業終了に向けて7年10月に処理の登録受付を終えています。このため、受付終了後に高濃度P C B廃棄物が発見された場合は新たな処理体制において処理されるまで適正に保管することとされています。低濃度P C B廃棄物については、処分期間(9年3月31日まで)が定められ、環

境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が行われています。

※ 現在、国において、処理期限後のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理の確保に向けた制度的措置について検討が行われています。

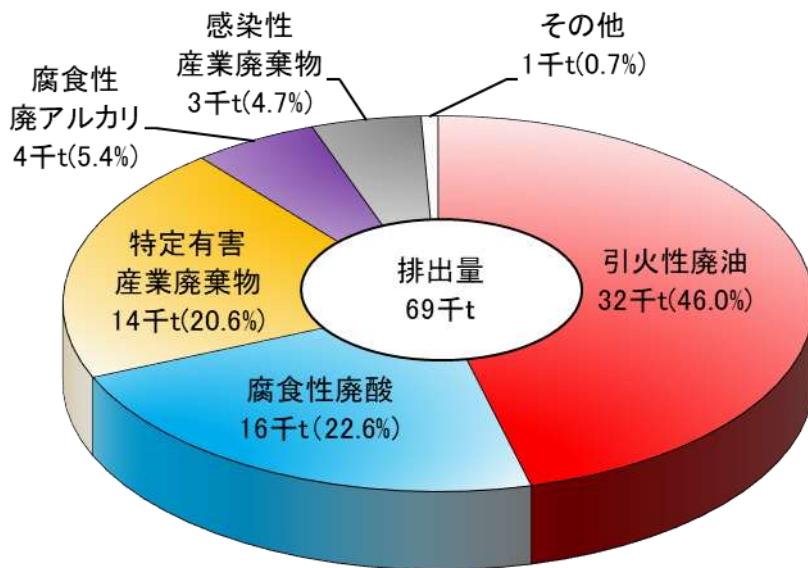


図2-14 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

表2-1 P C B特別措置法に基づく届出状況（6年度）

区分	保管中	使用中
事業場数	266	154
数量		
変圧器(トランス) [台]	426	481
コンデンサー(3kg以上) [台]	276	53
コンデンサー(3kg未満) [台]	159	19
柱上変圧器(柱上トランス) [台]	85	0
安定器 [台]	1,168	66
その他P C Bを含む油 [kg]	92,184	-
感圧複写紙 [kg]	750	-
ウエース [kg]	2,247	-
汚泥 [kg]	9,338	-
その他機器 [台]	361	66
その他 [kg]	64,945	-

備考 保管中及び使用中の届出に加えて処分の届出もあることなどから、届出事業場数は480事業場であり、上表の保管中と使用中の事業場数の合計と一致しません。

「その他P C Bを含む油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計しました。

(b) 多量排出事業者⁶の処理計画書などの提出状況

多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を策定し、富山県知事（富山市内の事業場の場合は富山市長）へ提出することとされています。

6年度における処理計画書などの提出状況については、表2-2のとおり、製造業や建設業など222の事業場から計画書が提出されました。

表2-2 多量排出事業者の処理計画書などの提出状況（6年度）

業種	提出事業場数						
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計		
	県	富山市	県	富山市	県	富山市	総数
製造業	41	19	22	22	63	41	104
建設業	64	28	0	1	64	29	93
電気・ガス・水道業	13	4	0	1	13	5	18
その他	0	1	2	4	2	5	7
合計	118	52	24	28	142	80	222

イ 処理の状況

(7) 処理の状況

5年度における産業廃棄物の処理の状況については、図2-15のとおり、排出量4,157千tのうち、減量化されたものが2,379千t（排出量全体の57.2%）、再生利用されたものが1,631千t（同39.2%）、最終処分されたものが146千t（同3.5%）でした。

処理状況の推移は、図2-16のとおり、5年度の循環利用率※は36.6%であり、第4期計画の基準年度である平成29年度から増加傾向にあります。

また、最終処分量については、長期的には減少傾向にあるものの、近年は下げ止まっております。

なお、事業場などから発生した不要物のうち、有償で売却又は自ら利用された有価物量は93千tとなっています。

※産業廃棄物の「循環利用率」は、次の式により算出した数値です。

[再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量] / [排出量]

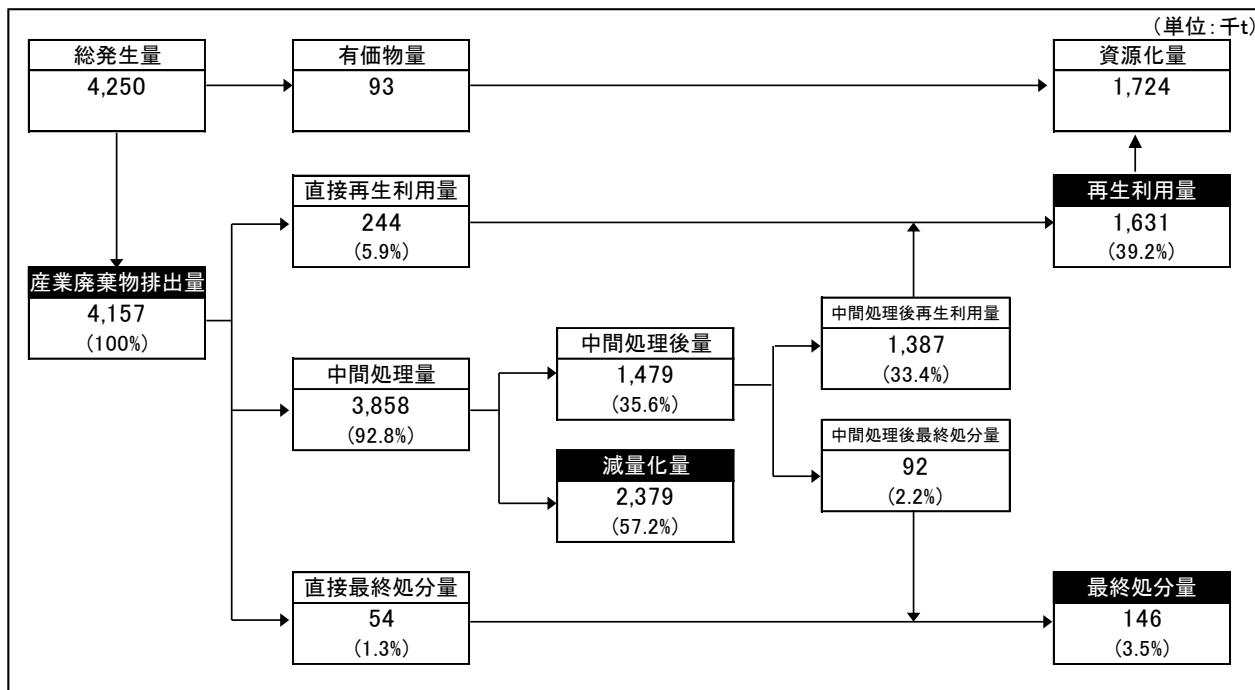


図2-15 産業廃棄物の処理状況（5年度）

備考 ()内の数値は排出量に対する割合を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

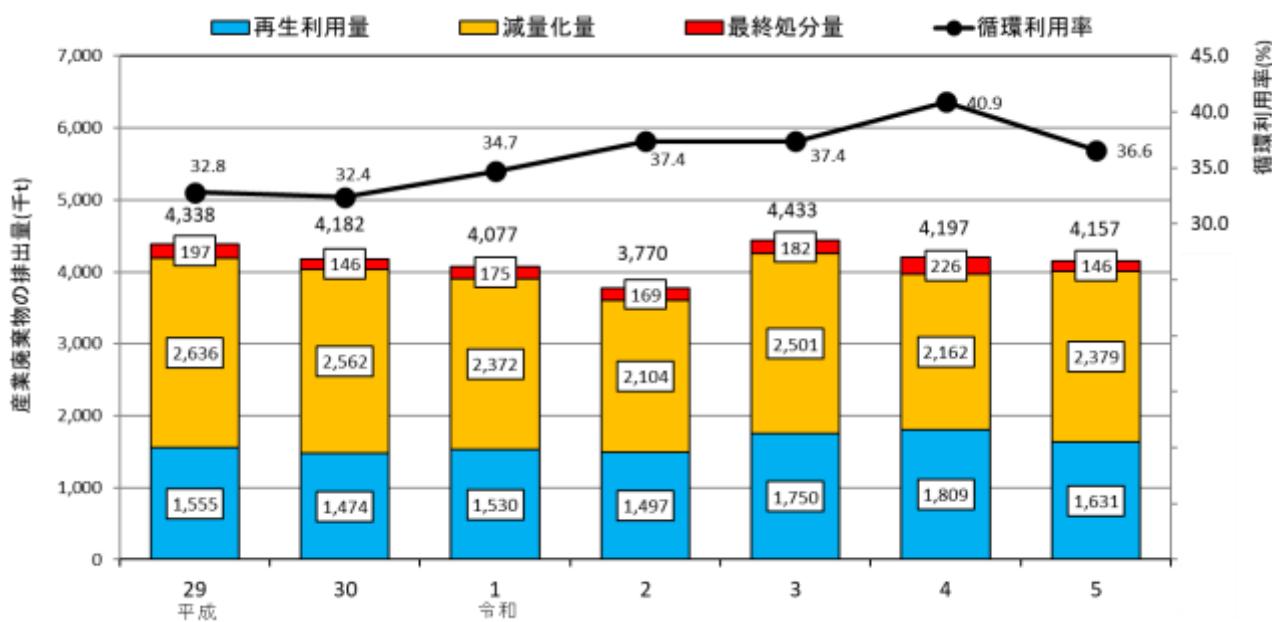


図2-16 産業廃棄物の処理状況の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(1) 種類別の処理状況

5年度における種類別の処理状況については、図2-17のとおり、再生利用率の割合が最も高い廃棄物は金属くず（98.5%）です。一方、最も低い廃棄物は汚泥（4.5%）であり、脱水等の処理により減量化の割合が94.8%と高くなっていることから再生利用率の割合が低くなっています。

また、最終処分の割合が高い廃棄物は、燃え殻（31.7%）、廃プラスチック類（29.4%）、ばいじん（26.3%）であり、割合の低い廃棄物は動物のふん尿（0.0%）や汚泥（0.7%）となっています。

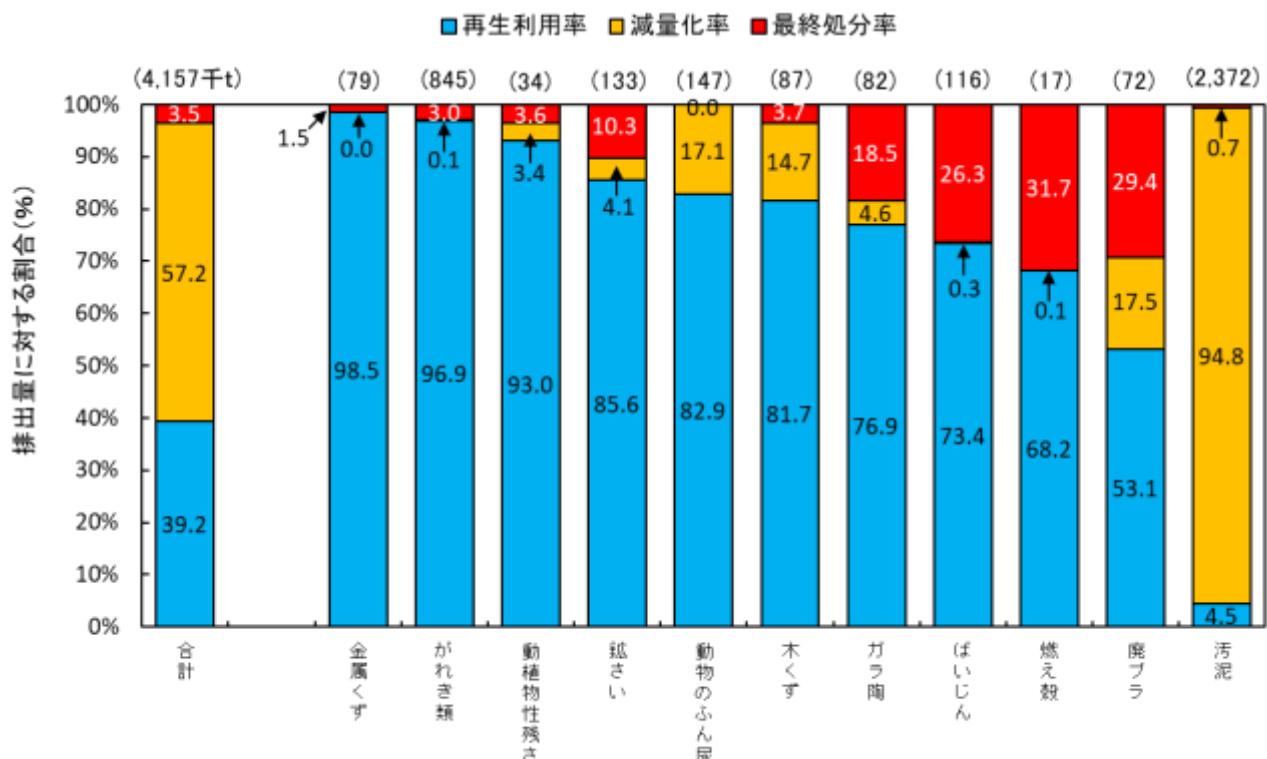


図2-17 主な産業廃棄物の種類別の処理状況（5年度）

備考 ()内の数値は、各項目の排出量(千t)を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

再生利用量の内訳については、図2-18のとおり多い順に、がれき類が819千t（50.2%）、動物のふん尿が122千t（7.5%）、鉱さいが114千t（7.0%）となっています。

また、最終処分量の内訳については、図2-19のとおり、多い順に、ばいじんが30千t（20.8%）、がれき類が25千t（17.3%）、廃プラスチック類が21千t（14.3%）となっています。

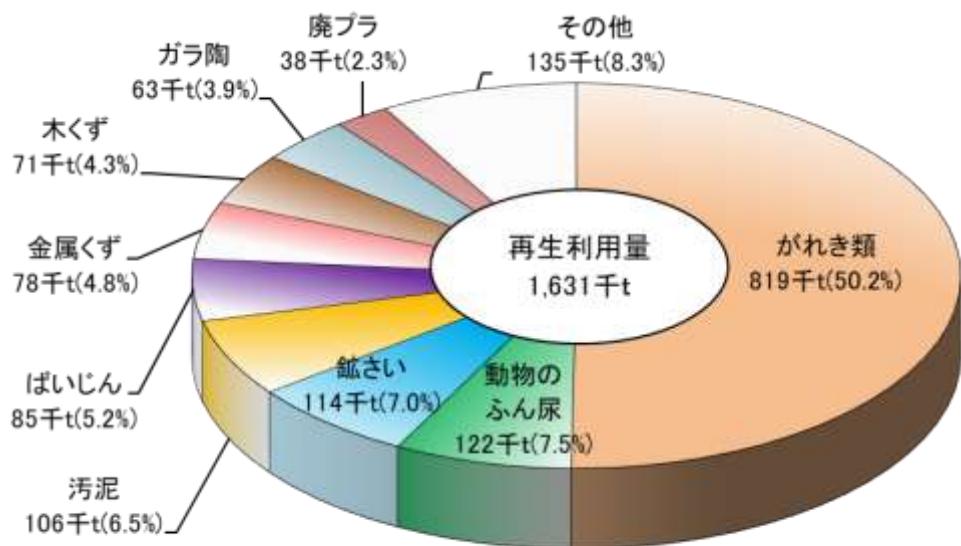


図2-18 産業廃棄物の再生利用量（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

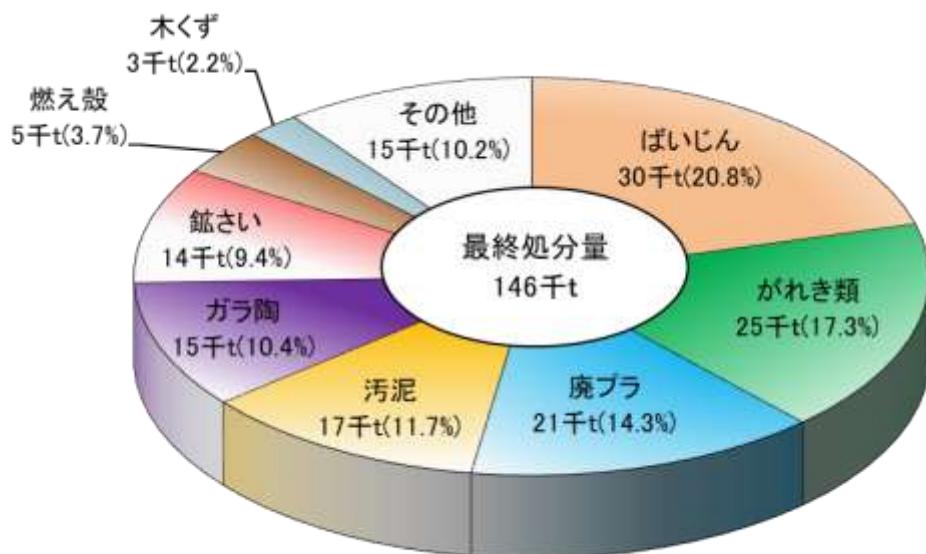


図2-19 産業廃棄物の最終処分量（5年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(ウ) 県外からの産業廃棄物の搬入・処理状況

5年度における県外から県内の処理業者に搬入された産業廃棄物の量は、表2-3のとおり、442千tであり、種類別では、廃プラスチック類が177千tと最も多く、次いで汚泥が110千t、がれき類が66千tの順となっており、この3種類で全体の約8割を占めています。

表2-3 主な産業廃棄物の搬入状況（5年度）

種類	搬入量 [千t]	種類	搬入量 [千t]
廃プラスチック類	177	紙くず	18
汚泥	110	鉱さい	5
がれき類	66	その他の	43
ガラス陶磁器くず	22	合計	442

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

2 廃棄物処理施設の状況

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

本県では、図2-20及び表2-4～7のとおり、5つのブロックで広域的な処理が行われており、全国トップクラスの広域的なごみ処理体制となっています。特に焼却施設は、全国最少の5施設となっており、このうち富山地区広域圏事務組合、高岡地区広域圏事務組合及び射水市の施設は、焼却に伴い発生する熱を利用した発電設備を併設しています。

また、令和5年度末における最終処分場の残余年数については、図2-21のとおり、22.1年であり、全国平均（24.8年）を下回っています。



図2-20 一般廃棄物処理施設の整備状況

表2-4 焼却施設の整備状況

（7年3月31日現在）

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 [t/日]	発電能力 [kW]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高岡広域エコ・クリーンセンター	全連続	255	4,600
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エコば～と	全連続	174	—
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター となみ	全連続	90	—
—	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,467	—

表2-5 粗大ごみ処理施設の整備状況

(7年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 [t/日]
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高 岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
	計	4施設		139

表2-6 廃棄物再生利用施設の整備状況

(7年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 [t/日]
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高 岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺 波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
一	射水市	ミライクル館	破碎・選別・圧縮	8.74
	計	4施設		73.3

表2-7 一般廃棄物最終処分場の整備状況

(7年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	全体面積 [m ²]	埋立地面積 [m ²]	埋立地容量 [m ³]	残余容量 [m ³]
富 山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	81,506
高 岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800*	25,000	259,000	7,300
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	52,800
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	44,302
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	66,881
新 川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	84,638
		宮沢清掃センター 新最終処分場	45,239	3,300	54,000	43,433
砺 波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	2,513
一	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	24,123
	計	9施設	630,933	184,870	2,057,001	407,496

備考 高岡市の埋立処分場の全体面積(※)はA、B、C、D地区の合計です(A、C地区は埋立終了)。

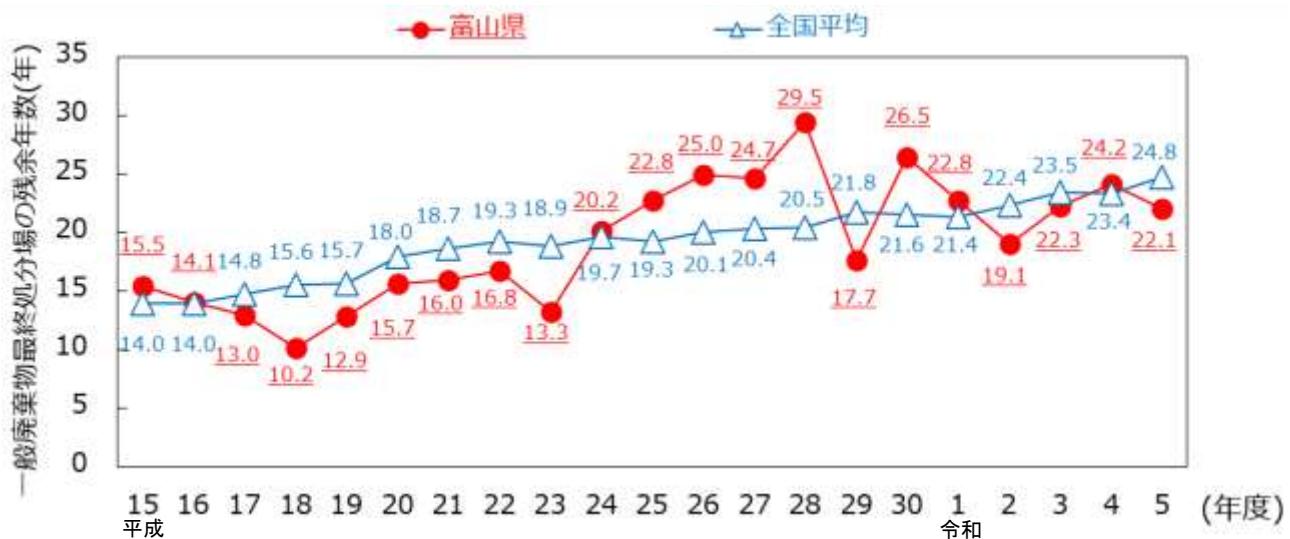


図2-21 一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(2) 産業廃棄物処理施設などの状況

ア 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設に限る。）の設置状況は、表2-8のとおり、395施設が設置されており、種類別では、木くず又はがれき類の破碎施設が209施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が71施設、廃プラスチック類の破碎施設が55施設となっています。

また、県内には、富山市エコタウン事業として整備されている自動車、木質系廃棄物といった様々な廃棄物のリサイクル施設や廃棄物からのエネルギー回収施設のほか、金属くず、廃プラスチック類等の高度なリサイクル・回収施設などの処理施設が設置されています。

表2-8 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

(7年3月31日現在)

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m ³ ／日を超える	58	廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超える	3
		13		火格子面積2m ² 以上	7
汚泥の乾燥施設	10m ³ ／日を超える	5	木くず又はがれき類の破碎施設	5t／日を超える	124
		1			85
汚泥の焼却施設	5m ³ ／日を超える 200kg／時間以上 火格子面積2m ² 以上	6	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	1
		5			1
		3	シアノ化合物の分解施設	すべて	0
廃油の油水分離施設	10m ³ ／日を超える	3	廃P C B等の分解施設	すべて	3
		3			0
		2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg／時間以上 火格子面積2m ² 以上	6
廃油の焼却施設	1m ³ ／日を超える 200kg／時間以上 火格子面積2m ² 以上	2		0	
		5		0	
		1		6	
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ ／日を超える	2		6	
		1		6	
廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超える	30	合 計		239
		25			156

備考 上段は県、下段は富山市の許可施設数を表しています。

イ 最終処分場

令和5年度末における産業廃棄物の最終処分場の設置状況は、表2-9のとおり、排出事業者において10施設が設置されており、埋立容量は1,193千m³、その残余容量は306千m³となっています。

また、処理業者において13施設が設置されており、埋立容量は20,047千m³、その残余容量は6,041千m³となっています。

なお、最終処分場の残余年数については、埋立処分量の実績から推定すると、図2-22のとおり、18.2年であり、全国平均の20.0年（5年3月31日現在）と同等の水準にあります。

表2-9 産業廃棄物最終処分場の設置状況

（6年3月31日現在）

設置者	最終処分場の種類	施設数	容量 [m ³]	残余容量 [m ³]
排出事業者	管理型	9	1,011,433	298,502
	安定型	1	181,900	7,035
	小計	10	1,193,333	305,537
処理業者	管理型	5	17,672,711	4,867,755
	安定型	8	2,374,762	1,173,436
	小計	13	20,047,473	6,041,191
合計		23	21,240,806	6,346,728

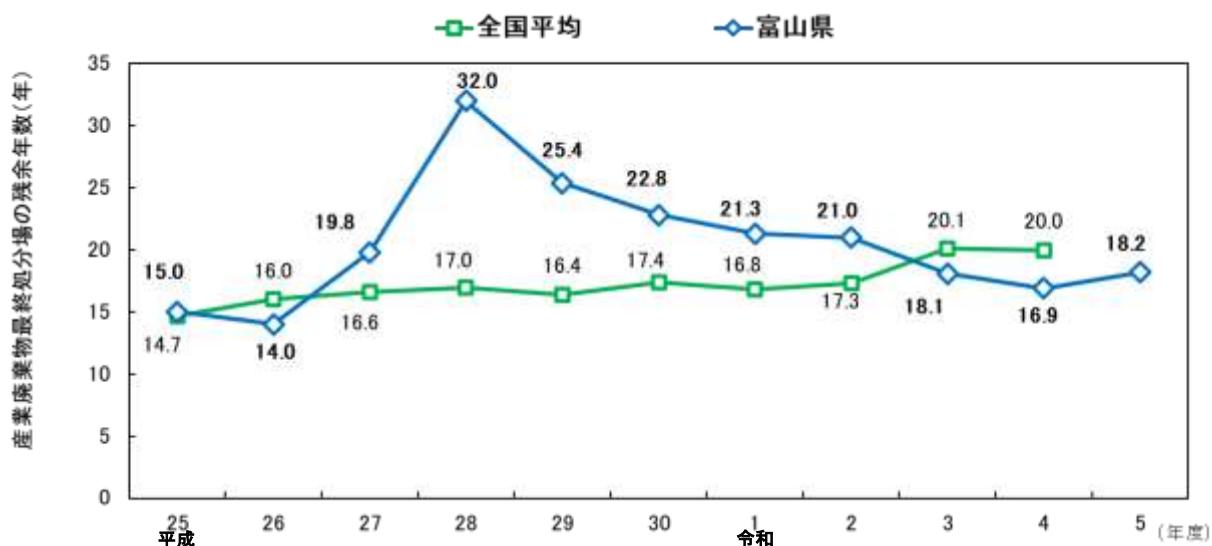


図2-22 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

ウ 処理業者

産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-10のとおり、収集運搬業が許可件数の大部分を占めています。

なお、許可件数の合計は、近年増加傾向にあります。

表2-10 産業廃棄物処理業の許可状況

(7年3月31日現在)

許可区分	収集運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	合計
産業廃棄物	1,977	134	2	4	2,117
	111	71	2	2	186
特別管理 産業廃棄物	283	6	0	0	289
	54	3	0	1	58
合 計	2,425	214	4	7	2,650

備考 上段は県、下段は富山市の許可件数を表しています。

3 廃棄物の不適正処理の状況

廃家電製品や建設廃材などの不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見受けられることから、その早期発見・未然防止を図るため、県産業廃棄物監視指導員や市町村による継続的な監視パトロールを実施しています。

監視パトロールにより発見された不法投棄事案の内訳は、表2-11及び表2-12のとおり、不法投棄されていた廃棄物の種類は家庭ごみや家電が多く、不法投棄の発見場所は森林が多い状況となっています。発見した不法投棄については、行為者が判明した場合はその者に対して適正処理を指導しているほか、行為者が不明な場合は市町村などと連携して原状回復を行っています。

また、令和2年度から6年度までに検挙された不適正処理事案の状況は、表2-13のとおりであり、悪質な違反者には、関係機関と連携して厳正に対処しています。

表2-11 不法投棄事案の廃棄物の種類別の内訳

年 度		2	3	4	5	6
事案件数		55	72	64	47	84
廃棄物の種類	家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）	11	14	10	13	17
	その他家電（上記以外）	10	5	6	4	8
	建設廃材（コンクリートくず、廃瓦など）	10	6	7	6	2
	自動車関係（廃自動車車体、廃タイヤ、廃バッテリーなど）	11	11	9	9	8
	家庭ごみ	13	25	23	13	36
	その他	1	11	9	2	13

表2-12 不法投棄事案の廃棄物の場所別の内訳

年 度		2	3	4	5	6
事案件数		55	72	64	47	84
廃棄物の投棄場所	森林	31	41	29	38	46
	農用地	2	7	2	1	2
	住宅地	4	8	5	4	8
	工業用地	0	0	4	0	1
	河川海岸	6	3	7	2	10
	その他	12	13	17	2	17

表2-13 不適正処理事案の検挙状況

年 度	2	3	4	5	6
検挙件数	150 (12)	138 (7)	129 (9)	156 (7)	124 (9)
検挙者数	161 (13)	151 (9)	131 (13)	166 (14)	128 (9)

備考 () は産業廃棄物に係る数です。

第3節 これまでの取組みの評価

1 第4期計画における減量化などの目標設定

第4期計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物について、平成29年度の状況を基準として、令和7年度の目標値を次のとおり設定し、各種施策を推進してきました。

一般廃棄物（目標年度：7年度）

(29年度) (7年度)

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 排出量： | 421千t → 374千t (29年度比11%削減) |
| ② 循環利用率： | 27% → 28% |
| ③ 最終処分量： | 38千t → 32千t (29年度比17%削減) |

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

産業廃棄物（目標年度：7年度）

(29年度) (7年度)

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ① 排出量： | 4,338千t → 4,228千t (29年度比4%削減) |
| ② 循環利用率： | 33% → 36% |
| ③ 最終処分量： | 197千t → 138千t (29年度比30%削減) |

2 第4期計画期間の主な取組み

第4期計画期間では、目標の達成に向けて、次のような取組みを実施してきました。

① 一般廃棄物関係

【県の取組み】

- レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収等に取り組む小売店等を登録する「とやまエコ・ストア制度⁷」の推進、小売店でのノートレイ（ばら売り・袋売り等）やエコトレイ（バイオマスプラスチックトレイ・リサイクルトレイ等）導入促進等の普及啓発
- 富山県認定リサイクル製品⁸やエコ事業所、民間事業者による資源物の回収拠点（エコ・ステーション）の認定、家電量販店と連携した小型家電の回収の推進
- 家庭の食品ロス等の実態調査、フードバンク活動やフードドライブの定着・拡大に向けた実施団体等と食品提供先とのマッチング、フードドライブ実施者への支援、サルベージ・パーティーの開催支援、食品ロス削減につながる取り組みを紹介する動画による普及啓発
- 事業系の食品ロス等の実態調査、小売店での消費者に対する期限間近商品の優先購入の啓発、「食べきり3015」（宴会開始後30分と終了前15分は自席で料理を楽しむ）運動の展開、飲食店での小盛りメニュー導入の推進、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大と酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化の推進、食品流通段階での1/3ルール等の商慣習見直しに取り組む事業者の募集・登録

- ・ 一般廃棄物処理計画の策定、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理について、市町村等に技術的な助言を実施

【市町村の取組み】

- ・ プラスチック資源循環法（4年4月施行）に基づくプラスチック製品と容器包装プラスチックの一括回収によるプラスチック製品のリサイクルの推進
- ・ 食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた、各種イベント等でのフードドライブの実施や家庭ごみの組成調査の実施
- ・ ホームページやポスター等によるごみ分別や出し方の周知
- ・ 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく資源ごみの回収の推進
- ・ ごみ処理の有料化、資源ごみの集団回収に対する報奨金制度や生ごみリサイクルの補助制度の導入、資源ごみ回収常設ステーションの設置

② 産業廃棄物関係

- ・ 産業廃棄物の適正処理に向けて産業廃棄物処理業者や排出事業者の監視指導を行うとともに、不法投棄や野外焼却を防止するため監視パトロールの実施
- ・ P C B 廃棄物の保管事業者等に対する処分期間内での処理の指導
- ・ 廃棄物を利用したリサイクル製品の公共工事での利用促進
- ・ 廃プラスチック類の新たなリサイクルの創出に向け、排出事業者・リサイクル業者・プラスチック製品製造事業者のマッチングの支援

③ 災害廃棄物関係

- ・ 市町村職員を対象とした「災害廃棄物初動対応図上訓練」による、発災初動期の災害対応の手順の確認
- ・ 市町村職員及び民間事業者を対象とした「災害廃棄物仮置場設置運営実動訓練」による、仮置場の設営手順、住民広報及び受入れ手順の確認
- ・ 市町村職員及び民間事業者を対象とした「災害廃棄物対策セミナー」における、能登半島地震における官民連携による災害廃棄物対応について事例の紹介
- ・ 大規模災害廃棄物中部ブロック広域連携協議会が主催する「災害廃棄物情報伝達訓練」に県内市町村職員とともに参加し、大規模災害における中部ブロックの広域連携体制の実施手順の確認
- ・ 災害廃棄物仮置場候補地の適性評価を行うことのできる地理情報システム（GIS）を活用した仮置場管理データベースシステムの開発

3 一般廃棄物の目標達成状況

一般廃棄物の目標達成状況については、表2-14のとおり、排出量は基準年度から減少していますが、目標達成はやや困難と考えられます。

また、循環利用率及び最終処分量は横ばいで推移しており、現状では目標達成は困難と考えられます。

表2-14 一般廃棄物の目標達成状況

年 度	平成29年度 (基準)	令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	7年度 (目標)
排 出 量	421千t	406千t	404千t	388千t	374千t
循 環 利 用 率	26.5%	25.2%	25.4%	25.3%	28%
最 終 処 分 量	38千t	36千t	36千t	35千t	32千t

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

4 産業廃棄物の目標達成状況

産業廃棄物の目標達成状況については、表2-15のとおり、排出量は基準年度から減少し、循環利用率は着実に増加しており、ともに達成の見込みです。

一方、最終処分量については、長期的には減少傾向にあるものの、近年は下げ止まっており、目標達成は困難と考えられます。

表2-15 産業廃棄物の目標達成状況

年 度	平成29年度 (基準)	令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	7年度 (目標)
排 出 量	4,338千t	4,433千t	4,197千t	4,157	4,228
循 環 利 用 率	32.8%	37.4%	40.9%	36.6%	36%
最 終 処 分 量	197千t	182千t	226千t	146千t	138千t

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

第1節 廃棄物における最近の課題

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

深刻化する気候変動問題や天然資源の枯渇等の環境・社会問題に対し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の社会経済活動（線形経済、リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界的潮流となっています。一般的に再生資源の利用は天然資源の利用よりも二酸化炭素の排出量を大幅に削減できるため、循環経済への移行はカーボンニュートラル⁹の実現にも寄与します。

こうした中、国において第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されたほか、令和4年4月に従来の3R^{*}に加え、新たに再生可能な資源に替えることを示す「Renewable（リニューアブル）」の考え方を取り入れた「プラスチック資源循環法」、7年11月に「再資源化事業等高度化法」及び8年4月に「資源有効利用促進法」の施行や改正が行われるなど国の制度改正が進んでいます。このような状況を踏まえ、県の基幹産業であるアルミニウム資源を地域内で循環的に利用する取組みが進められているほか、プラスチック資源循環の拡大に向けた検討が開始されたところであり、県としてもこうした取組みを支援していく必要があります。

また、このような状況を踏まえ、事業者、消費者、行政等の多様な主体の参画のもとに、循環資源の徹底的な有効利用を図るとともに、製造業と産業廃棄物処理業などにおける動脈連携¹⁰の推進や、環境配慮設計の推進等により、循環経済への移行を目指していく必要があります。

2 災害廃棄物への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、富山県においても、県西部を中心に甚大な被害が発生しました。この災害対応の中で、被災自治体において災害廃棄物の回収のための仮置場の開設や県内初めての公費解体が実施されました。この対応では、災害時応援協定に基づき一般社団法人富山県産業資源循環協会をはじめとした県内事業者団体4団体及び民間事業者との官民連携による災害対応や、県外の自治体による災害支援等により、迅速に対応を行うことができました。

一方で、災害対応の中では、実施段階での具体的な事務の遅延や官民連携における業務手順の取決め不足などの課題が見いだされました。

県では、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、県地域防災計画も踏まえて、平成29年3月に策定（令和2年3月改定）した「県災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」といいます。）」に従い、災害廃棄物対策を実施することとなっています。今回の震災の課題と教訓を踏まえ同計画の改定を行うとともに、県、市町村における災害廃棄物の対策の実効性の確保に取り組む必要があります。

また、大規模災害時には環境省中部地方環境事務所及び中部ブロックの各県等で構成する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が中心となり、広域連携支援を実施することとなっています。今後発生するおそれのある「南海トラフ地震」等の大規模災害に備え、広域的連携支援体制の実効性の確保に努める必要があります。

* 発生抑制（リデュース（Reduce））、再使用（リユース（Reuse））、再生利用（リサイクル（Recycle））の3つの頭文字をとったものを3R（スリーアール）といいます。

第2節 廃棄物の排出抑制・再使用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

ごみ総排出量については、基準年度（平成29年度）から緩やかに減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っています。

このため、生ごみの減量化や商品の過剰包装の見直し、廃棄物の少ない環境配慮商品の普及、リユース等の促進など排出抑制の取組みを一層推進する必要があります。

また、再使用が可能なものがごみとして捨てられている事例が少なからず見受けられること、近年、スマートフォンのアプリ等を用いたリユース、シェアリングの取組みの進展がみられることから、各種広報媒体を用いた啓発などにより、再使用を一層推進する必要があります。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の排出量は長期的には減少傾向にあり、概ね第4期計画に定めた目標値以下に抑制されていますが、近年は下げ止まっているため、更なる削減に向け、排出事業者における排出抑制の取組みをさらに進める必要があります。

また、排出量の多い上位100事業場から県内排出量の約8割が排出されているため、こうした事業者を中心に排出抑制の取組みを後押しする必要があります。

さらに、産業廃棄物の排出抑制にあたり、排出事業者からは、技術や情報の不足を課題に挙げられていることから、引き続き、適切な技術的支援や情報提供を行う必要があります。

第3節 廃棄物の再生利用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

循環利用率については、全国平均を上回っているものの、近年はほぼ横ばいで推移しており、第4期計画に定めた目標の達成が困難であることを踏まえ、市町村によるプラスチック使用製品の分別回収・再商品化、資源ごみの集団回収や店舗回収など、一層の再生利用を推進する必要があります。

また、市町村のごみ処理状況調査では、依然として、家庭からの可燃ごみにプラスチック容器包装廃棄物や段ボールなどが混ざっていること、事業系の可燃ごみにも再生利用可能な紙類が混ざって捨てられている事例が見受けられること、加えて、モバイルバッテリーや小型家電などに含まれるリチウム蓄電池による発火事故なども起こっており、家庭や事業所におけるごみの分別ルール徹底の啓発を図る必要があります。

最終処分量については、近年は概ね横ばいで推移しており、第4期計画で定めた目標の達成は困難であることから、将来にわたって最終処分場を確保するため、廃棄物発生量の削減や中間処理施設での資源回収等により最終処分量を削減するとともに、新たな最終処分場の整備を検討する必要があります。

2 産業廃棄物の課題

本県は、産業廃棄物の排出量のうち、脱水などで減量化処理される汚泥の割合が高く、全国に比べて循環利用率の向上が難しい地域特性があるものの、これまで国と同

等の循環利用率を維持してきています。その一方で、近年、最終処分量は下げ止まりの傾向にあり、第4期計画に定めた目標の達成が困難であることを踏まえ、最終処分率が高く、最終処分量の多いばいじんや廃プラスチック類を中心に再生利用の取組みを推進する必要があります。

第4節 廃棄物の適正処理に関する課題

1 一般廃棄物の課題

廃棄物処理施設の老朽化等により、処理能力の不足並びに故障及び事故のリスクの増大、適正処理の確保が懸念されており、適切な施設の更新や改良による長寿命化などを計画的に進めていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化によるごみ排出の変動、廃棄物処理施設の老朽化等による維持管理経費の増大、廃棄物分野における温室効果ガス削減、担い手不足等の課題への対応を推進するため、デジタル技術も用いた廃棄物処理体制や施設の高度化、効率化、広域化を推進するとともに、人材の確保・育成にも取り組む必要があります。

本県の海岸漂着物の約8割が県内由来であるという調査結果を踏まえ、ポイ捨ても含めた廃棄物の不法投棄や河川等への流出を防止する必要があります。

さらに、リチウム蓄電池や剪定枝、紙おむつ等の処理困難物の処理体制の確立を図る必要があります。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の処理に対する県民の信頼を一層向上させるため、排出事業者や処理業者に対する法制度の周知の徹底を図るとともに、監視指導体制の強化等により適正な処理の確保に努める必要があります。

また、産業廃棄物の適正処理に向け、排出事業者と処理業者の間で産業廃棄物の詳細な性状の情報や、有用金属や有害物質等の含有情報を共有するなど、事業者間での連携の充実・強化を推進する必要があります。

さらに、有害物質を含む産業廃棄物については、無害化や安定化などの確実な処理に加え、その処理に伴う生活環境への影響がないよう適切な措置が講じられるよう、監視指導を行う必要があります。特に、P C B、水銀、石綿を含む廃棄物については、排出事業者による保管及び管理、高度な能力を有する処理業者による適正な処理を推進する必要があります。

3 不適正処理の未然防止

依然として、特に中山間地域において不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られることや、近年、金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する生活環境保全上の支障が顕在化（不適正ヤード問題）していることから、関係機関とも連携して監視指導を強化する必要があります。

特に、家庭などから発生する剪定枝については、野外焼却されやすいことから、適

切な処理方法を周知するとともに、堆肥化やバイオマス資源などへの活用を推進する必要があります。

また、廃棄物処理法に違反する行為を行った者などに対しては、生活環境保全上の支障の除去や適正処理の確保のため、迅速かつ厳正に対処する必要があります。

第5節 廃棄物処理業におけるデジタル技術の活用、支える人材の確保・育成

人口減少・少子高齢化の進む状況下においても、循環型社会づくりに向けて、持続可能な廃棄物処理体制を構築するとともに、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる廃棄物処理業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成を図る必要があります。

特に、社会の変化に伴うライフスタイルの変化によるごみ排出の変動、廃棄物処理施設の老朽化等による維持管理経費の増大、廃棄物分野における温室効果ガス削減、担い手不足等の課題への対応を推進するため、デジタル技術も用いた廃棄物処理体制や施設の高度化、効率化、広域化を推進するとともに、ごみやし尿の収集運搬業務に従事する人材の確保・育成にも取り組む必要があります。

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済活動は、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、また、天然資源の枯渇や、気候変動に伴う自然災害の増加など、様々な問題を発生させる要因となっています。

こうした状況の中、今後とも、本県の素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいくためには、大量消費型の線形経済から、資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）に移行し、天然資源の消費が抑制され、かつ可能な限り環境負荷が低減された持続可能な循環型社会の形成を図る必要があります。こうした循環型社会への転換は、気候変動や生物多様性の損失といった主要な環境・社会問題の解決にも資するものです。

これを踏まえ、この計画では、本県の目指すべき姿と方向性を以下のとおりとします。

1 富山県の目指すべき姿

富山県において、環境への負荷が極力小さくなる県民生活や事業活動が営まれることで、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い持続可能な循環型社会が構築され、県民のウェルビーイング¹¹の向上に寄与します。こうした社会では、県民や事業者、民間団体、行政等の各主体が、それぞれ緊密に連携協力し、一体となって、主体的かつ継続的に3R活動や環境保全活動に取り組み、循環型社会の維持に努めます。

また、世界で深刻化する気候変動問題や天然資源の枯渇等の多様な環境・社会問題に対し、循環経済への移行やデジタル技術等の活用などにより同時解決を図るとともに、人口減少・少子高齢化や災害対応も踏まえ、社会の基盤を担う廃棄物処理業者の事業が安定的・効率的に継続される体制づくりを目指します。

2 施策の基本的方向性

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を達成し、環境・社会問題との同時解決を図るため、循環経済への移行を重要課題として捉え、次のとおり取り組みます。

（1）循環経済移行へ向けた廃棄物の3Rの推進

各主体が緊密に連携・協力し、一体となってライフサイクル全体における廃棄物の3R活動及び資源効率性の高い事業活動を推進します。

（2）災害廃棄物対策の推進

令和6年能登半島地震での教訓を活かし、迅速かつ適切に災害廃棄物を処理できる体制を構築します。

（3）環境産業の創出と人材育成

未来の社会像を見据えた、地域に貢献する環境産業を創出し、それを支える人材を育成します。

第2節 計画の目標

この計画では、廃棄物の減量化などに関して、廃棄物の排出量等の現状や将来予測、国の基本方針、循環型社会形成推進基本計画の目標などを踏まえて、次のとおり数値目標を掲げ、その達成に向けて各種取組みを推進することとします。

表4－1 国の基本方針等に定める廃棄物の適正な処理に関する目標

区分	令和12年度目標値
排出量	【一般廃棄物】 4年度比約9%削減（約3,700万トン）
	【産業廃棄物】 4年度比約2%増加に抑制（約3億7,400万トン）
循環利用率	【一般廃棄物】 出口側の循環利用率を約26%（約+6%）
	【産業廃棄物】 出口側の循環利用率を12年度に約37%（4年度水準を維持）
最終処分量	【一般廃棄物】 4年度比約5%削減（約320万トン）
	【産業廃棄物】 4年度比約10%削減（約780万トン）

1 一般廃棄物の目標

排出量等の現状やこれまでの推移、将来の人口推計などを勘案すると、現状の取組みを継続した場合の令和12年度時点の将来予測は、表4-2のとおり、排出量は減少するものの、循環利用率と最終処分量はほぼ横ばいになると予測されます。

第5期計画の数値目標については、表4-2のとおり、排出量は、将来予測の317千tに対し、12年度において311千tに削減（4年度に対し11%削減）することを目標とします。

循環利用率は、将来予測の25.3%に対し、12年度において26%に増加させることを目標とします。なお、26%は国的基本方針に定める12年度の循環利用率と同じ目標値であることから、循環利用の取組みを一層進め、一年前倒し（11年度）で達成することを目指します。

最終処分量は、将来予測の33千tに対し、12年度において32千tに削減（4年度に対し10%削減）することを目標とします。

目標の達成に向けて、プラスチックの資源循環を中心とした取組みのほか、生活や事業活動における3Rの一層の推進など、県民、事業者、県・市町村等が一層連携して取り組みます。

表4-2 一般廃棄物の目標

区分	現 状			将来予測	目 標 値
	3年度	4年度	5年度	12年度	12年度
排出量	353千t (406千t)	349千t (404千t)	338千t (388千t)	317千t (365千t)	311千t 〔4年度比▲11%〕
循環利用率	25.2%	25.4%	25.3%	25.3%	26%
最終処分量	36千t	36千t	35千t	33千t	32千t 〔4年度比▲10%〕

備考 将来予測は、県民1人当たりの量を直近3か年（3年度～5年度）の平均から予測

排出量の上段：本計画からは国の集計基準に合わせて、市町村による計画収集量、直接搬入量、集団回収量を計上

下段括弧内：上段の量に一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を加えた処理量

2 産業廃棄物の目標

排出量等の現状や国内総生産（GDP）、業種別の活動量指標（元請完成工事高や人口など）の推移状況などから試算すると、現状の取組みを継続した場合の令和12年度時点の将来予測は、表4-3のとおり、排出量、循環利用率及び最終処分量とも概ね横ばいで推移するものと予測されます。

第5期計画の数値目標については、表4-3のとおり、排出量は、将来予測の4,206千tに対し、令和12年度において4,071千t（4年度に対し3%削減）に削減することを目標とします。

循環利用率は、将来予測の37%に対し、12年度において37%とすることを目標とします。なお、37%は国の基本方針に定める12年度の循環利用率と同じ目標値であることから、循環利用の取組みを一層進め、一年前倒し（11年度）で達成することを目指します。

最終処分量は、将来予測の173千tに対し、12年度において143千tに削減（4年度に対し27%削減）することを目標とします。

目標の達成に向けて、廃プラスチック類などの資源循環の推進等に取り組むことにより、より一層環境負荷が小さく、資源効率性の高い社会の実現を目指します。

表4-3 産業廃棄物の目標

区分	現 状			将来予測	目標 値
	3年度	4年度	5年度		
排出量	4,433千t	4,197千t	4,157千t	4,206千t	4,071千t [4年度比▲3%]
循環利用率	37.4%	40.9%	36.6%	37.0%	37%
最終処分量	216千t	197千t	146千t	173千t	143千t [4年度比▲27%]

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

第1節 循環経済への移行による持続可能な社会づくり

循環経済移行に資する手法は、資源・製品のライフサイクル全体(設計・製造・販売、利用、回収・リサイクル等)において様々あり、製品のライフサイクルに関わる製造事業者、販売事業者、消費者、廃棄物処理事業者、リサイクル事業者のほか、国・自治体、大学、金融機関など様々な主体との連携が必要です。

そこで、本県では令和7年3月に策定した「富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」に基づき、同年6月に設置した「富山県サーキュラーエコノミー推進プラットフォーム」の枠組みを活用しながら本県の基幹産業であるアルミ産業における取組みやプラスチックを中心とした資源循環を推進していきます。

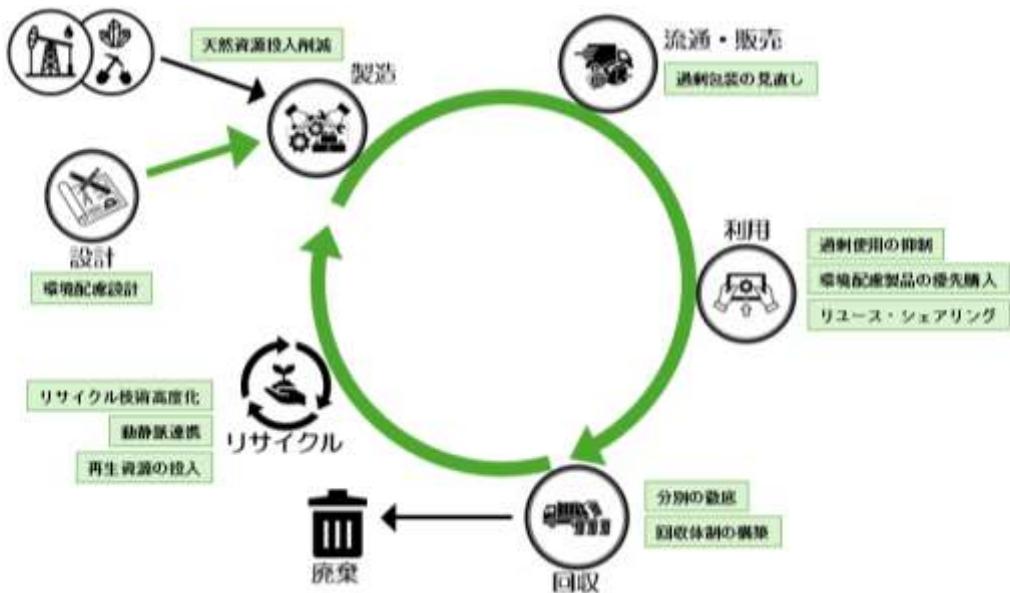


図 5-1 循環経済のイメージ

1 環境配慮設計の推進による天然資源の使用削減

- ・ 製造事業者や流通・サービス事業者等における製品の軽量化やリユース・リサイクル可能な環境配慮設計（長寿命設計やリサイクルしやすい単一素材による商品開発など）への転換及び天然資源の過剰な使用の削減を呼びかけます。
- ・ 環境配慮設計や選別・リサイクル技術の高度化に取り組む企業に対して、循環経済に関する技術などの情報提供を行うとともに、資源循環などに資する新商品・新技術の研究開発を支援します。
- ・ 石油由来プラスチックからの代替が可能な用途において、再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への素材転換を促進します。
- ・ 循環経済に対する県民意識の醸成を図るため、循環経済に関するセミナーや普及啓発イベント等を開催するとともに、各種環境イベントにおいて環境配慮商品の積極的な購入や資源循環に配慮した消費行動の啓発を推進します。

2 循環資源の徹底的な有効利用

① 本県基幹産業であるアルミ産業を中心としたリサイクルの推進

- ・ 産学官で組織する「とやまアルミコンソーシアム」を通じた県内企業によるアル

ミリサイクルの研究開発や、各製造工程における CO₂排出量を可視化するアプリケーションの開発・社会実装に取り組みます。

- ・ 産官学連携のもと、企業間連携を推進し、バリューチェーンの連携強化を図るとともに、県内外学生向けのインターンシップや社会人向けの技術セミナー等を実施するなど、アルミ分野を中心とした循環経済のビジネスモデルの創出に向けた取組みを推進します。

② プラスチックの使用削減や効果的・効率的な回収・再資源化の促進

- ・ 買い物時のマイバッグ持参の一層の定着を図るとともに、マイボトル・マイカップ等のリユース容器の利用促進、食品トレイのノートレイや紙トレイへの転換の推進など、市町村・事業者等と連携して、過剰なプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組みを推進します。
- ・ 使用済みプラスチックについて、高度選別技術を有するリサイクル事業者との連携のもと、高い品質の再生素材の供給等による高度なマテリアルリサイクル等を推進するとともに、熱回収も含めた徹底的な資源循環を推進します。
- ・ プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製品廃棄物の一括回収体制を県全体で整備するため、市町村に対して必要な情報提供や技術的助言を行います。また、一部市町村で行われている「ボトル to ボトル¹²」の取組みなど、優良な取組事例を市町村に対して共有します。
- ・ 廃プラスチック類の排出事業者、リサイクル業者、プラスチック製品製造事業者がリサイクルに資する情報を登録・検索できるマッチングサイト「Re⁺とやま（リプラスとやま）」の運用や専門家の派遣、再資源化事業等高度化法に基づく再資源実施状況報告・公表制度の活用などにより、焼却・埋立からリサイクルへの転換を目指す事業者を支援します。

③ 異業種間連携による資源循環に資するプロジェクトの創出

- ・ サーキュラーエコノミー連携推進コーディネーターの設置や異業種連携カンファレンスの開催などにより、異業種間連携によるプロジェクトを創出し、アップサイクル¹³の新商品開発等を促進します。
- ・ 県内製造業者のブランディングに資するため、事業者の取組みについてホームページや SNS 等を通じて積極的に発信します。
- ・ 環境イベント等の開催による廃棄物のリサイクル情報の共有化など、3 R活動に向けた異業種を含む事業者間連携が促進される仕組みづくりを推進します。

3 動脈連携に基づく地域資源循環の推進

- ・ ライフサイクルの各フェーズ（設計、製造、リサイクルなど）に対応する研究会を設置するとともに、規制等の動向、需要拡大が見込まれる再生材における技術や研究成果を共有する企業向けのセミナーや研修を開催するなど、地域資源循環を推進します。
- ・ 環境負荷を可能な限り低減するため、地域内で排出された廃棄物などは可能な限り地域内で再資源化を行い、再生された資源は地域内で活用するなど、循環資源の

地産地消を推進します。

- ・ 国では、自動車への再生プラスチックの使用に向け、全国での再生プラスチックの集約拠点整備に関する構想を示しており、本県にはプラスチック製品のメーカーが集積し、高度な処理技術を有する企業等が立地していることから、国の検討状況等についての情報収集、関連事業者への情報提供を行います。

第2節 廃棄物の3Rの推進

1 徹底的な廃棄物の排出抑制、再使用

① 生活や事業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進

- ・ 市町村等によるリユース斡旋事業やリユースイベントの開催情報の周知、サーキュラーエコノミーコマース¹⁴事業者による取組情報の発信などにより、2R（リデュース、リユース）に積極的に取り組むエコライフスタイルへの転換を推進します。
- ・ 県民や民間団体などによる自主的な取組みが促進されるよう、サーキュラーエコノミーコマース事業者とも連携しながら、リユース活動などに対して必要な支援を行います。
- ・ ごみの排出抑制、ごみ処理経費の負担の公平化、3Rに関する県民の意識改革を図るため、ごみ処理の有料化や処理料金の適正化について、市町村への技術的助言を行います。
- ・ 小売業、サービス業等の事業者に対し、商品の販売時等におけるストロー、スプーンなどのワンウェイプラスチックの提供方法の工夫、提供するプラスチック製品の工夫など、使用の合理化を図るよう呼びかけます。
- ・ 一般廃棄物処理事業の効率化及び透明化を図るため、そのコスト分析や評価を客観的に行えるように「一般廃棄物会計基準」の導入を推進します。
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告などを通じた技術的助言、建設業等の業界団体主催の研修会等への講師派遣などにより、産業廃棄物の排出抑制に向けた普及啓発を行います。
- ・ 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対しては、処理計画やその実施状況の報告を通じた技術的助言により、排出抑制に向けた取組みを推進します。
- ・ ISO14001やエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入を促進します。

② 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進

- ・ 「富山県食品ロス削減推進計画」に基づき、「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、県民生活や事業活動等における食品ロス等の削減につながる全県的な取組みを推進します。
- ・ 消費者、事業者、関係団体、行政が連携した県民総参加の食品ロス等削減運動の展開を図るとともに、食品ロス等の実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施、食品ロス等の削減に関する先進的な取組事例等の情報収集・発信、表彰を行います。
- ・ フォーラムやイベント等を通じて、消費者、事業者等に対する知識の普及啓発を図るとともに、家庭やフードチェーンにおける食品ロス等削減を推進します。

- ・ フードバンク活動やフードドライブなどを通じて、未利用食品等の有効活用を図るとともに、食品廃棄物の飼料化・肥料化・エネルギー化等による適正な再生利用を推進します。

2 多角的なアプローチによる再生利用の推進

① 「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進

- ・ 天然資源の使用量を削減し、持続可能な循環サイクルを構築するため、レアメタル等の回収や水平リサイクル¹⁵等の高度かつ効率的な再生利用の取組みを促進します。
- ・ 高度なリサイクル技術を有する民間の廃棄物処理業者への処理の委託などにより、これまで焼却又は直接埋立てされていた廃棄物の再生利用等を推進します。
- ・ 「富山県リサイクル認定制度」について、現状やニーズ等を踏まえ、申請事業者が認定制度を利用しやすく、また、認定製品が市場で活用されるよう制度の手続きなどの見直しや販路拡大策などの支援策の検討を行います。
- ・ 廃棄物を循環資源として捉え、廃棄物の資源利用、廃棄物由来の原材料の利用など資源効率性の向上に関する調査研究を行います。
- ・ 剪定枝等の木質系廃棄物について、堆肥や木質バイオマスとして地域での資源循環を促進します。

② 適切な再生利用を行うための取組みの推進

- ・ ホームページや各種広報媒体を利用して家庭や事業所におけるごみの分別ルールの遵守や可燃ごみへの資源ごみの混入防止の啓発を行います。
- ・ 資源ごみ常設ステーションや集客施設における拠点回収、エコ・ストアにおける店頭回収、県認定エコ・ステーション、集団回収など、県民がライフスタイルに合わせて利用しやすい資源回収の仕組みづくりを進めることにより、資源ごみの分別排出の徹底を推進します。
- ・ 廃棄物に資源としての価値を生み出し、富山県の持続的な成長に寄与するため、ホームページや各種広報媒体、環境イベント等によりリサイクル製品の周知を図り、その積極的な利用を推進します。
- ・ 県内で発生した廃棄物を原材料として、県内で製造加工されたコンクリート製品や土質改良固化材等を公共工事で利用するなど、リサイクル製品の率先利用に努めます。
- ・ リサイクル製品が安心して使用されるようにするため、富山県認定リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に適合していることを確認し、その安全性の確保を図ります。
- ・ ばいじんや廃プラスチック類などの埋立処分量が多い産業廃棄物については、排出事業者や処分業者からの排出・処理実態報告等を通じた技術的助言、廃棄物処理業の業界団体の講習会や会誌での情報発信等を通じ、再生利用を促進します。

3 廃棄物の3Rの推進に向けた普及啓発等

- 一人ひとりが循環型社会について理解を深め、行動変容を促進するため、環境楽習室 エコ・ラボとやま（県環境科学センター内）での学習環境を拡充します。また、わかりやすい啓発資材や「とやま環境フェア」等のイベント、出前講座、様々な広報媒体を活用し、循環経済関連ビジネスによる製品やサービスの積極的な利用及びそのメリット、グリーン購入（リサイクル製品や環境配慮型製品の購入）、循環経済、3R活動についての普及啓発を推進します。
- 小学生を対象とした「とやま環境未来チャレンジ（とやま環境チャレンジ10）」による取組みや民間団体と連携した環境学習会の開催など、家庭、事業者、学校、地域等あらゆる主体の幅広い年齢層に対し、循環経済や3Rの視点を踏まえた環境教育を推進します。
- レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」など具体的に目に見える取組みによるごみ減量化やリサイクルの成果の公表、事業者による環境報告書の作成・公表など、3Rの成果の可視化を推進します。
- ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理、県土美化に顕著な功績があり、他の模範となる個人又は団体を表彰し、ごみの減量化や再生利用等に対する県民の意識の醸成及び取組みの促進を図ります。

4 各種リサイクル法の推進

- 容器包装リサイクル法については、県分別収集促進計画や市町村分別収集計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集とリサイクルを推進します。
- プラスチック資源循環法については、市町村による容器包装プラスチックとの一括回収や多量排出事業者による計画的な廃プラスチック対策への支援を通じ、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、分別収集及び再生利用を推進します。
- 家電リサイクル法については、ホームページや各種広報媒体等を利用して使用済家電製品のリサイクル制度について周知し、適正処理及びリサイクルを推進します。
- 不用品の回収を行うヤード事業者において未だ使用済家電製品が屋外保管されるなど、廃棄物に該当すると認められる取扱いがなされていることから、こうした家電製品については、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき適正に処理されるよう指導します。
- 食品リサイクル法については、国と連携し、食品廃棄物のリサイクル等の取組みが促進されるよう関連事業者に対して必要な情報提供や技術的助言を行います。
- 建設リサイクル法については、建設廃棄物のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、解体工事の現場等へのパトロール等を行い、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進します。
- 自動車リサイクル法については、使用済自動車のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、自動車リサイクル法に基づく登録・許可事務や許可業者等に対する立入検査等を行い、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを推進します。
- 小型家電リサイクル法については、高度なリサイクル技術を有する廃棄物処理業者を活用して、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な使用済小型家電の回収体制

の整備を推進し、使用済小型家電のリサイクルの継続を図ります。

第3節 廃棄物の適正な処理体制の確保

1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進

① 廃棄物処理施設の整備の推進

- ・ 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制の確保に向け、環境負荷の低減や行政コストの抑制に配慮し、いわゆるストックマネジメント¹⁶の手法を導入しながら、処理施設毎の長寿命化計画を策定するとともに、着実な施設整備を推進します。
- ・ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化による一般廃棄物の排出動向、施設の老朽化、災害廃棄物処理への対応などを見据え、広域的な廃棄物の処理体制の整備や民間事業者の活用など安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するとともに、将来的なごみ処理体制の在り方について富山県一般廃棄物対策協議会¹⁷と連携しながら検討します。
- ・ 産業廃棄物処理施設においてストックマネジメントの手法に基づく、施設の長寿命化や効率的な更新が行われるよう情報提供や技術的助言を行います。

また、円滑な施設整備に向け、「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」といいます。）」に基づき、事業者と地域住民とのコミュニケーションを推進します。

② 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、一般社団法人富山県産業資源循環協会等との連携のもと、リーフレット等の広報資材や各種講習会の場を活用して法制度の周知を行います。
- ・ 産業廃棄物管理票制度については、厳格な運用に向け啓発を行うとともに、廃棄物処理システムの透明化や、不法投棄・不適正処理の原因究明の迅速化等に資する「電子マニフェスト」の普及を推進します。
- ・ 要綱に基づく県外産業廃棄物の搬入事前協議により、産業廃棄物の適正処理を推進します。一方、廃棄物処理法の累次の改正により規制が強化されるとともに、産業廃棄物の処理状況の調査や産業廃棄物管理票制度により搬入状況を把握できるようになったことなどを踏まえ、この制度の見直しについて検討します。
- ・ 「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民などによる適切な役割分担と相互の協力体制を明確化し、連携協力しながら海岸漂着物の回収・処理を円滑に進めます。また、海岸を有する地域のみならず、すべての地域が一体となって身近な地域の清掃美化活動を実施するなど、海岸漂着物等の発生抑制対策を推進します。

③ P C B廃棄物や水銀廃棄物など有害廃棄物の適正処理の推進

- ・ 低濃度P C B廃棄物については、処分期間（9年3月31日まで）で処理を終えるよう保管事業者等への指導を行います。また、高濃度P C B廃棄物が新たに発見された場合や低濃度P C B廃棄物が処分期間（9年3月31日まで）後に新たに生じた場合には、国の新たな制度的措置に沿って、保管事業者等に対して適正な保管や処理の確保に向けた指導を行います。

- ・ 水銀廃棄物については、関係団体や市町村と連携し、法の周知や適正処理の普及啓発を行うとともに、家庭から排出される水銀使用廃製品の適正な処理体制の構築を図ります。
- ・ 在宅医療廃棄物や廃石綿等については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」などに沿って、適正処理を推進します。
- ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) やペルフルオロオクタン酸 (PFOA) を含有する廃棄物については、国が策定した「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に沿って、排出事業者、産業廃棄物処理業者などに技術的助言や指導を行い、適正処理を推進します。

④ 処理困難廃棄物や本県特有の廃棄物の適切な処理体制の確保

- ・ 廃棄されたリチウム蓄電池及びこれを使用した製品が分別されずに排出されることにより収集車両や廃棄物処理施設等において火災が発生しているため、リチウム蓄電池の分別回収の徹底を推進します。
- ・ 今後、廃棄増加が予想される太陽光発電設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」や現在国により検討が進められている法整備の動向等を踏まえ、リサイクル体制を確保するとともに適正処理を推進します。
- ・ 剪定枝など本県特有の廃棄物の回収体制の構築及びリサイクルを推進します。
- ・ 高齢化に伴い排出量が年々増加している使用済紙おむつの再生利用や熱回収利用などについて、処理技術や全国での取組みについて情報収集し、各市町村への技術的助言を行います。

⑤ 廃棄物のエネルギー利用の推進及び脱炭素化の推進

- ・ 廃棄物の処理やリサイクルにあたっては、デジタル技術を活用しながら、廃棄物の収集運搬及び廃棄物処理施設の運用における省エネルギー化 (AI を用いた最適ルート設定や IoT 技術を活用した運転管理など) に努めるとともに、バイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器を廃棄する際に適正にフロン類の回収が行われるよう周知徹底を図ります。
- ・ 廃棄物焼却施設においては、焼却時に発生する熱を利用する発電設備やボイラー設備等の整備を推進します。

2 不適正処理防止対策の推進

① 監視指導体制の強化

- ・ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者、ヤード業者に対し、立入検査等の監視指導を行います。
- ・ 不法投棄や野外焼却等の不適正処理を未然防止するため、パトロール車やドローンなどのデジタル技術を活用した監視、ヤード業者等への立入検査などを行います。
- ・ 不法投棄等の不適正処理事案に迅速に対応するため、不法投棄ホットラインや不法投棄監視カメラの運用、不法投棄監視パートナーによる通報制度、民間団体によ

る山間パトロールの実施等、官民を挙げた監視活動を推進します。

- ・ 国や市町村、警察、関係団体などで構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」の枠組みのもと、不法投棄や野外焼却の防止に向けた監視パトロールや普及啓発、情報交換を行うとともに、石川県、岐阜県、県境の市町と合同で不法投棄パトロールや産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を県境において実施します。
- ・ 悪質な違反行為に対しては、廃棄物処理法等に基づき行為者を厳正に処分するとともに、行為者に対し原状回復又は生活環境保全上の支障の除去に向けた命令、指導を行います。また、行政処分などの情報をインターネット等により速やかに公表します。

② 不適正処理防止に向けた普及啓発及び市町村支援

- ・ 一般社団法人富山県産業資源循環協会との連携のもと、リーフレット等の広報資料や各種講習会の場を活用して不法投棄の防止に向けた普及啓発を行います。
- ・ 市町村が行う不法投棄監視カメラの設置等の不法投棄防止対策や、行為者を特定できない不法投棄物の撤去について、技術的・財政的支援を行います。

3 災害廃棄物対策の推進

- ・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の確保に向け、「富山県災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物対策を進めます。また、能登半島地震の教訓や今後起こり得る大規模災害に備え、同処理計画の見直しを進めます。
- ・ 災害廃棄物処理等に関する応援協定を締結している（一社）富山県産業資源循環協会等の事業者団体と連携協力体制の在り方について意見交換を行い、災害時応援協定の見直しを図ります。
- ・ 能登半島地震の教訓を踏まえた「災害廃棄物処理マニュアル」を活用し、市町村の災害対応及び官民連携の実効性の確保を図ります。
- ・ 能登半島地震での経験を踏まえ、災害時における損壊家屋の解体撤去体制（公費解体）と官民連携体制の迅速な構築を図ります。
- ・ 市町村の発災直後の初動対応や民間事業者との連携について、「災害廃棄物初動訓練」等の研修により災害対応力の向上を図ります。
- ・ 平時から市町村、民間事業者等の人員資機材支援能力や廃棄物処理施設の廃棄物受入可能量を把握するなど、災害時における迅速な支援、廃棄物処理の実施に向けた情報収集に努めます。
- ・ 大規模災害に備え、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」を通じて国や他自治体との情報共有や意見交換を進め、広域連携体制の実効性の確保に努めます。

第4節 循環型社会を担う人材の確保・育成

1 持続可能な廃棄物処理体制の整備

- ・ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化に対応した、ごみ・し尿のより効率的で効果的な収集運搬や処理の体制整備、民間施設の活用など、将来的なごみ処理体制の在り方について検討します。
- ・ 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について、国の財政措置等の各市町村への情

報提供や技術的助言を行います。

2 次世代環境産業の創出と人材の確保・育成

① 先進的環境産業の創出に向けた支援

- 循環型社会の実現に向け、廃棄物の循環に重要な役割を担っている廃棄物処理業者等に対し、各種講習会やセミナーの開催を通して、次世代を担う環境産業への転換及び必要な人材の育成などを支援します。
- デジタル技術等を活用した廃棄物処理の高度化・効率化など、新しい処理技術の普及に向けた情報提供などの支援を行います。
- 先進的な環境産業の創出に向け、行政機関や一般社団法人富山県産業資源循環協会等の業界団体、大学等の高等教育機関等が連携・協力し、調査研究等に取り組みます。

② 優良な廃棄物処理業者や人材の確保・育成

- 環境産業を担う廃棄物処理業者の資質と社会的評価の更なる向上のため、遵法性や事業の透明性が高く、健全な財務体質を有する「優良認定業者」の育成を図ります。
- PCB廃棄物や水銀廃棄物のほか、今後新たに規制される有害廃棄物など、多様な廃棄物を適正かつ高度に処理できる処理業者の育成・確保に努めます。
- 産業廃棄物の処理に対する信頼性の向上のため、産業廃棄物の処理や廃棄物処理施設の維持管理状況等の情報の積極的な公表を推進します。
- 県内の産業廃棄物の排出・処理状況を定期的に調査して公表するほか、処理業者の許可状況などの情報をインターネット等により公表します。
- 人口減少による環境産業の担い手不足に対応するため、ロボット技術・AIを活用した高度選別技術等の情報提供などにより生産性の向上の取組みを支援します。
- 環境産業を担う人材の確保に向け、職場見学・体験活動や環境イベント等を通じた業界の魅力発信の取組みを支援し、就業希望者の拡大を図ります。

推進施策の体系

第1節 循環経済への移行による持続可能な社会づくり

1 環境配慮設計の推進による天然資源の使用削減

- ・環境配慮設計への転換や天然資源使用削減の呼びかけ
- ・新商品・新技術の研究開発への支援
- ・再生可能資源への素材転換の促進
- ・環境配慮商品の購入や資源循環に配慮した消費行動の啓発

2 循環資源の徹底的な有効利用

①本県基幹産業であるアルミ産業を中心としたリサイクルの推進

- ・「とやまアルミコンソーシアム」を通じた研究開発等
- ・アルミ分野を中心としたビジネスモデル創出への取組みの推進

②プラスチックの使用削減や効果的・効率的な回収・再資源化の促進

- ・過剰なプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組みの推進
- ・使用済みプラスチックの徹底的な資源循環の推進
- ・プラスチック製品廃棄物の一括回収体制整備の推進
- ・マッチングサイトの運用等による事業者支援

③異業種間連携による資源循環に資するプロジェクトの創出

- ・アップサイクルの新商品開発等の促進
- ・県内製造業のプランディングの推進
- ・事業者間連携が促進される仕組みづくりの推進

3 動脈連携に基づく地域資源循環の推進

- ・研究会の設置やセミナー開催による地域資源循環の推進
- ・循環資源の地産地消の推進
- ・再生プラスチックの集約拠点整備に関する情報提供

第2節 廃棄物の3Rの推進

1 徹底的な廃棄物の排出抑制、再使用

①生活や事業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進

- ・エコライフスタイルへの転換の推進
- ・自主的なリユース活動への支援
- ・ごみ処理の有料化や処理料金の適正化に関する助言
- ・「一般廃棄物会計基準」の導入の推進
- ・ワンウェイプラスチック等の使用合理化
- ・産業廃棄物の排出抑制に向けた普及啓発
- ・多量排出事業者の排出抑制の取組み促進
- ・環境マネジメントシステムの導入促進

②食品ロス・食品廃棄物の削減の推進

- ・県民生活や事業活動等における全県的な取組みの推進
- ・実態把握や効果的な削減方法等に関する調査研究・情報収集等の実施
- ・消費者等に対する知識の普及啓発等
- ・フードバンク活動やフードドライブなど未利用食品の有効活用等

2 多角的なアプローチによる再生利用の推進

①「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進

- ・水平リサイクル等の高度かつ効率的な再生利用の推進
- ・高度な技術を有する事業者による再生利用等の推進
- ・「富山県リサイクル認定制度」の見直しや支援策の検討
- ・資源効率性向上に関する調査研究の実施
- ・木質系廃棄物に係る地域での資源循環の促進

②適切な再生利用を行うための取組みの推進

- ・資源ごみの分別ルールの徹底
- ・利用しやすい資源回収の仕組みづくりの推進

- ・リサイクル製品の周知・積極利用の推進
- ・リサイクル製品の率先利用
- ・富山県認定リサイクル製品の安全性の確保
- ・埋立処分されている産業廃棄物の再生利用の促進

3 廃棄物の3Rの推進に向けた普及啓発等

- ・「エコ・ラボとやま」や「とやま環境フェア」等を活用した普及啓発の推進
- ・循環経済や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進
- ・3Rの成果の可視化の推進
- ・表彰制度を活用した県民の意識の醸成及び取組みの促進

4 各種リサイクル法の推進

- ・各種リサイクル法による適正処理及びリサイクルの推進

第3節 廃棄物の適正な処理体制の確保

1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進

①廃棄物処理施設の整備の推進

- ・一般廃棄物処理施設の長寿命化と安定的かつ効率的な処理体制構築の推進
- ・産業廃棄物処理施設の整備と長寿命化や効率的な更新の推進

②廃棄物の適正処理の推進

- ・適正処理の確保に向けた法制度の周知
- ・電子マニフェストの普及推進
- ・県外産業廃棄物の搬入事前協議制度による適正処理の推進
- ・海岸漂着物の回収・処理と発生抑制対策の推進

③P C B廃棄物や水銀廃棄物など有害廃棄物の適正処理対策の推進

- ・P C B廃棄物の適正処理・保管に向けた指導
- ・水銀廃棄物の適正処理のための普及啓発と処理体制の構築
- ・在宅医療廃棄物や廃石綿等の適正処理の推進
- ・PFOS 及びPFOA含有廃棄物の適正処理の推進

④処理困難廃棄物や本県特有の廃棄物の適切な処理体制の確保

- ・リチウム蓄電池の分別回収徹底の推進
- ・太陽光発電設備の適正処理の推進
- ・本県特有の廃棄物の回収体制の構築及びリサイクルの推進
- ・使用済み紙おむつの再生利用等に係る市町村への助言

⑤廃棄物のエネルギー利用の推進及び脱炭素化の推進

- ・デジタル技術を活用した廃棄物処理の省エネ化や再生可能エネルギー導入の促進
- ・適正なフロン類の回収の徹底
- ・廃棄物の焼却時に発生する熱利用設備の整備等整備の推進

2 不適正処理防止対策の推進

①監視指導体制の強化

- ・排出事業者や処理業者、ヤード事業者に対する立入検査等の実施
- ・デジタル技術を活用した監視による不適正処理の未然防止
- ・官民を挙げた不法投棄等監視活動の推進
- ・富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会の枠組みを活用した不適正処理防止活動
- ・悪質な違反に対する厳正な対応及び行政処分情報の公表

②不適正処理防止に向けた普及啓発及び市町村支援

- ・不法投棄防止に向けた普及啓発
- ・市町村が実施する不法投棄防止対策への技術的・財政的支援

3 災害廃棄物対策の推進

- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の確保と計画の見直し
- ・災害時応援協定の見直し
- ・市町村の災害対応及び官民連携の実効性の確保
- ・損壊家屋の解体撤去体制と官民連携体制の迅速な構築
- ・平時からの支援体制、廃棄物処理体制の確立に向けた情報収集

- ・広域連携協力体制の実効性の確保

第4節 循環型社会を担う人材の確保・育成

1 持続可能な廃棄物処理体制の整備

- ・将来的なごみ処理体制の在り方の検討
- ・高齢者世帯へのごみ出し支援に係る市町村への情報提供

2 次世代環境産業の創出と人材の育成

①先進的環境産業の創出に向けた支援

- ・廃棄物処理業者の次世代環境産業への転換や人材育成の推進
- ・デジタル技術の活用など新しい技術の普及に向けた支援
- ・先進的な環境産業の創出に向けた調査研究等の実施

②優良な廃棄物処理業者や人材の確保・育成

- ・優良認定業者の育成
- ・多様な廃棄物を適正かつ高度に処理できる処理業者の育成・確保
- ・産業廃棄物の排出・処理状況に関する調査や情報公開
- ・生産性向上や業界の魅力発信の取組み支援

第6章 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、家庭や職場、学校、外出先などあらゆる場面で、プラスチック製品の過剰な使用の抑制や生ごみの減量化、紙ごみの分別の徹底、環境配慮製品の優先的な購入など、廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取組みを実践することとします。

また、廃棄物の排出抑制や分別回収などに関する県や市町村の施策に協力するとともに、地域での集団回収や環境美化活動などの自主的な取組みにも積極的に参加することとします。

さらに、ごみのポイ捨てや野焼きを行わないなど不適正な廃棄物の処分を控え、良好な環境の保全に努めることとします。

2 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動に伴い生じた廃棄物を、自らの責任で法令に基づき適正に処理することとし、廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、廃棄物の最終処分が行われるまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとします。

なお、廃棄物の処理を委託するときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者や再生利用等を行う事業者を選択することに努めます。

また、県や市町村の施策に積極的に協力するとともに、地域の住民等による資源ごみの分別や環境美化活動などの自主的な取組みにも積極的に参画又は支援をすることとします。

(1) 製造事業者等

物の生産段階において、①生産量や生産時期の最適化、②環境配慮設計の徹底や原材料・素材の表示、③使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換、④簡易包装の推進、⑤循環資源の積極的な活用、⑥資源・エネルギー利用の効率化などの取組みに努めるものとする。

(2) 販売事業者

消費者に近い事業者として、①リユース品、リサイクル製品等の積極的な販売、②販売時のワンウェイプラスチック製品の提供の削減、③トレイの削減や簡易包装の推進、④レジ袋の削減やマイバッグの推奨、⑤牛乳パック、ペットボトルや食品容器などの店頭回収等の取組みに努めるものとする。

(3) 廃棄物処理業者

法令に基づき、廃棄物の処理や再生利用を適正に行うほか、処理技術の高度化を図るとともに、その廃棄物処理に関する情報を積極的に開示することなどにより、県民の廃棄物処理業界、ひいては静脈産業¹全般に対する社会的な信頼性の一層の向上に努めるものとします。

3 民間団体などの役割

消費者団体やN P Oなどの民間団体は、これまで実践してきた3 R や環境教育などに関する活動で得られた知見やネットワークを活用し、県や市町村、公益財団法人とやま環境財団などとも連携しながら、これらの取組みが県民に広く定着するよう努めるものとします。

4 行政の役割

行政は、自ら率先して循環型社会の形成に向けた取組みを実践するとともに、県民や事業者、民間団体などの取組みに対し、積極的に支援を行うこととします。

なお、行政全般に対し規制改革、民間開放が求められている社会情勢や、依然として厳しい財政事情などを踏まえ、新たな取組みについてのきっかけづくりや調整、廃棄物の不適正処理を防止するための監視指導など、優先度の高いものから進めていくこととします。

（1）県の役割

県は、産業廃棄物の監視指導など、廃棄物の適正処理に向けた取組みを推進するとともに、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めます。

また、広域的な観点から、廃棄物処理体制の整備や3 R に関する取組みなどに関し、県民、事業者、市町村等の支援や調整を行うとともに、廃棄物の処理や3 R に関する技術的な情報や関連法令の制定・見直しの動向などの最新の知見を収集し、適宜各主体にわかりやすく情報提供することとします。

このほか、必要に応じて、国に対する提言や要望などを行うこととします。

（2）市町村の役割

市町村は、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるとともに、一般廃棄物の統括的処理責任を有することから、地域内における適正処理を迅速かつ着実に行うとともに、地域住民などの3 R に関する取組みなどに対する支援や調整を行うこととします。

また、循環型社会の形成に向けた県の施策に協力するとともに、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画の策定にあたっては、本計画を十分考慮することとします。

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備

県は、この計画に基づく施策を県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議¹⁷」や「富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会¹⁸」などの場を活用し、県民、事業者、関係団体及び市町村との意見・情報交換を積極的に行うほか、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させることとします。

2 計画の進行管理

県は、市町村や事業者などの協力を得て、一般廃棄物や産業廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握するとともに、目標の達成状況を表7の12の指標を参考として継続的に検証することとします。

また、目標の達成状況の検証の結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しなどを行うこととします。

表7 計画の進捗を評価する参考指標

(1) 循環経済への移行による持続可能な社会づくり

参考指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標値 (令和12年度)
県内のサーキュラーエコノミーの認知度	県民の「サーキュラーエコノミー」の認知度の割合	—	90%
アップサイクルのプロジェクト数	廃棄物等に手を加え、新たな価値や魅力を付加して、新しい素材や製品にアップグレードしようとする取組みの数	—	10件程度
廃プラスチック類の最終処分率	再資源化等が行われずに最終処分される廃プラスチック類の割合	29.4% (R5)	29%以下
プラスチック廃棄物一括回収体制の整備状況	プラスチック製品廃棄物と容器包装廃棄物の一括回収を行っている市町村の数	6市 (R7)	15市町村

(2) 廃棄物の3Rの推進

参考指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標値 (12年度)
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量	約85g (R4)	約78g
産業廃棄物多量排出事業者の排出量	産業廃棄物を年間1,000t以上排出する事業者(多量排出事業者)の排出量	1,863千t (R4)	1,800千t
民間事業者や団体による常設の資源物の回収拠点数	富山県認定エコ・ステーション及びとやまエコ・ストア制度登録店のうち、資源物回収を行っている店舗の合計	499箇所 (R6)	拡大させる
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	45製品 (R6)	65製品
とやま環境未来チャレンジ参加者数	「とやま環境未来チャレンジ事業」に参加した小学生の累計人数	60,722人 (R6)	78,000人

(3) 廃棄物の適正な処理体制の確保、循環型社会を担う人材の確保・育成

参考指標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標値 (12年度)
不法投棄監視パトロールの実施回数	県産業廃棄物監視指導員によるパトロールの年間実施回数	157回/年 (R6)	150回/年程度
電子マニフェスト加入件数	県内の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェストの加入事業所数	1,916件 (R6)	2,100件
優良産業廃棄物処理業者認定業者数	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、県知事又は富山市長が認定する県内の事業者の数	収集運搬:15件 処 分:17件 (R6)	収集運搬:20件 処 分:20件

用語解説

(【 】は最初に記載のあるページ)

1 循環型社会 【1ページ】

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2 災害廃棄物 【1ページ】

地震や風水害等の自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）【2ページ】

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。

4 国の基本方針 【2ページ】

廃棄物処理法第5条の2に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号、令和7年2月変更）。

5 特別管理産業廃棄物 【12ページ】

事業活動に伴って発生する産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物。

6 多量排出事業者 【14ページ】

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者。

7 とやまエコ・ストア制度 【24ページ】

エコライフの取組みを推進するため、事業者がレジ袋の無料配布廃止、資源物の回収、適切な店舗温度設定等の環境配慮行動に積極的に取り組み、県民はその事業者の取組みに協力する制度。

8 富山県認定リサイクル製品 【24ページ】

県内で製造加工され、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするリサイクル製品であり、富山県が認定している。

9 カーボンニュートラル 【27 ページ】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量や CCUS (二酸化炭素回収・有効利用・貯留) などによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のこと。

10 動静脈連携 【27 ページ】

製品を製造し廃棄物を排出する動脈産業と、廃棄物を処理し再生材を生み出す静脈産業が連携すること。

11 ウェルビーイング 【31 ページ】

世界保健機関(WHO)憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(= well being)にあること」と定義。

12 ボトル to ボトル 【36 ページ】

食品用の使用済み PET ボトルを原料化 (リサイクル) し、新たな食品用 PET ボトルに再利用すること。

13 アップサイクル 【36 ページ】

廃棄物等に手を加え、新たな価値や魅力を付加して、新しい素材や製品にアップグレードするプロセス。

14 サーキュラーエコノミーコマース 【37 ページ】

シェアリングやリユース、リペアといった、製品の価値を最大限に活用し、循環経済への移行に資するビジネス。

15 水平リサイクル 【38 ページ】

回収したペットボトルを破碎・洗浄して新たなペットボトルを製造するように、元の製品と同じ用途にリサイクルすることをいう。

廃棄物を新しい製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクルには、水平リサイクルのほかに、元の製品と異なる用途にリサイクルするカスケードリサイクルがある。

16 ストックマネジメント 【40 ページ】

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost、LCC) を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

17 環境とやま県民会議 【49 ページ】

脱炭素・循環型社会の構築をめざし、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的とする組織。

18 市町村一般廃棄物対策推進協議会 【49 ページ】

一般廃棄物行政の円滑な推進を図ること目的として、市町村の一般廃棄物担当課長、一部事務組合の事務局長から構成された組織。